

業 務 概 要

令和3年度版
(令和2年度実績)

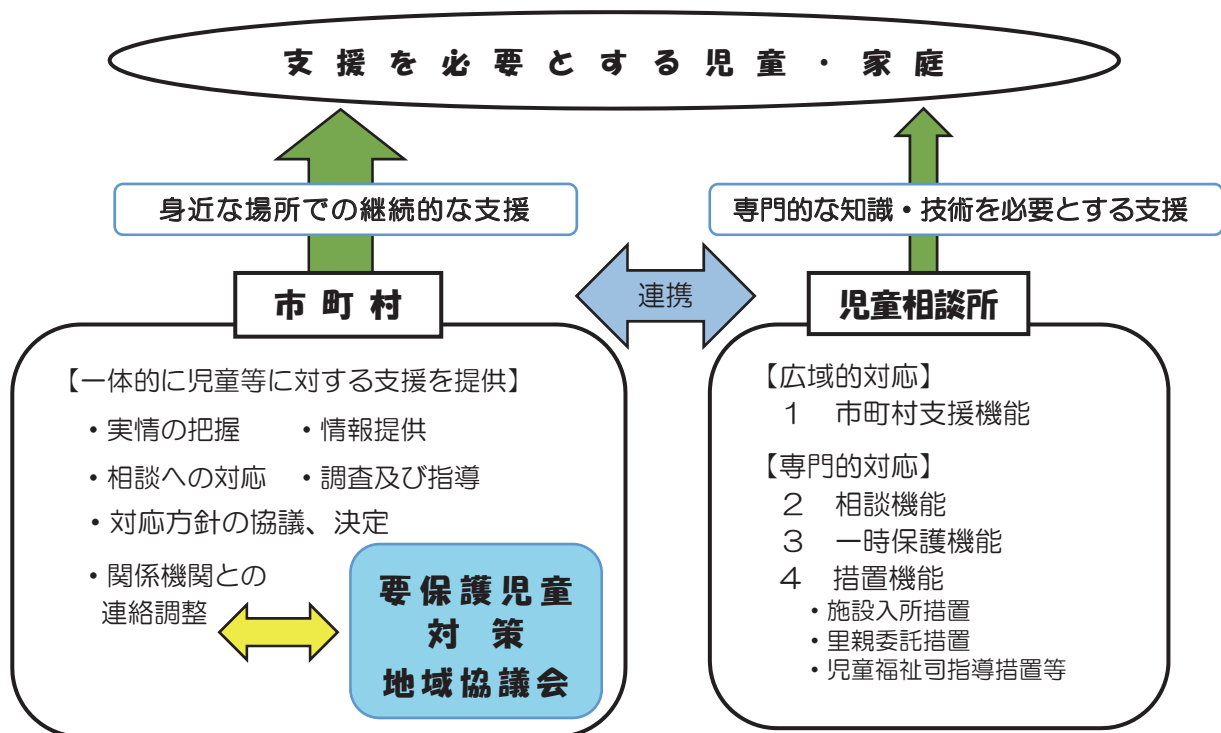
高知県中央児童相談所
高知県幡多児童相談所

児童相談所の役割と市町村との連携

中央児童相談所及び幡多児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されている高知県の広域行政機関であり、子どもの福祉に関わる専門的な相談機関です。

県内市町村は、基礎的な地方公共団体として、児童虐待対応を含む子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行っています。

身近な子育て相談へのニーズや児童虐待通告は増大しており、市町村と児童相談所が連携し、それぞれの機能を活かし、役割を分担して児童家庭問題に対応していかなければなりません。



【児童虐待対応等における児童相談所の権限・対応等】

- 1 職権による一時保護
 - ・児童相談所長が一時保護を必要と認めるときは、保護者や児童本人の同意なしに一時保護を行うことができます。
 - ・親権者の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を継続する場合は、家庭裁判所の承認を得た上で行うことができます。
- 2 立入調査等
 - ・出頭要求、立入調査、臨検・搜索（地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可が必要）
- 3 家庭裁判所の承認による施設入所
 - ・虐待等により、保護者に児童を監護させることが著しく児童の福祉を害する状態があり、親権者又は未成年後見人が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所の承認を得た上で施設入所措置等を行うことができます。
- 4 家庭裁判所への親権の喪失・停止宣告の請求

目 次

第1 児童相談所の概要

1	沿革	1
2	所在地及び管轄区域	2
3	組織と職員構成及び職員配置状況	3
4	相談の種類及び主な内容.....	6
5	高知県の児童相談及び児童相談所内の相談対応フロー図	7
6	高知県における児童虐待相談・通告対応のフロー図	8

第2 業務事業の実施状況

1	相談業務	
(1)	全体の状況	9
(2)	養護相談	10
(3)	児童虐待相談	12
(4)	障害相談	13
(5)	非行相談	13
(6)	育成相談	14
2	一時保護業務	15
3	援助の内容等対応状況	16
4	里親業務	16
5	市町村への支援業務	18
6	療育手帳判定及び情報提供等交付	20
7	言語発達相談	20
8	知的障害者更生相談所業務	20
9	家庭支援相談等業務	21
10	各種事業	
	《中央児童相談所》	
(1)	児童福祉施設等との連携	21
(2)	職員の専門能力の向上	22
(3)	児童相談所の法的対応力の強化	22
(4)	関係機関連携	22
(5)	講演及び教育活動	23
(6)	一時保護児童の意見聴取事業.....	23
	《幡多児童相談所》	
(1)	児童福祉施設等措置児童のサポートケア	23
(2)	職員の専門能力の向上	24
(3)	関係機関職員を対象とした研修会の開催	24
(4)	関係機関連携	24
(5)	講演活動	24
(6)	巡回相談	24

◆統計資料	26
-------------	----

◆資料	児童相談所管内面積及び人口	50
	市町村子ども家庭相談担当部署一覧	51
	児童福祉法等の主な改正	52
	要保護児童対策地域協議会とは	53
	要保護児童対策地域協議会 会議開催状況	54
	子ども虐待とは	55
	子ども虐待の要因	56
	子ども虐待の程度と対応	57
	リスクアセスメントシート	58
	施設一覧	59

第1 児童相談所の概要

1 沿革

昭和 22.12.12	児童福祉法（以下「法」という。）が制定され、昭和 23.1.1 から施行された。
23. 3.18	高知県立児童相談所設置条例、同規則が公布され、全県下を管轄区域とし、法第 27 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の措置権限が所長に委任され、本庁児童課内で業務を開始した。
23. 4. 1	高知市愛宕町の県立盲ろう学校の跡を譲り受け、本庁から移転し、一時保護所も同所に開設した。
27. 3.18	高知県立児童相談所設置条例、同規則が改正され、中央及び幡多の 2 児童相談所に分かれた。
27. 7. 1	中村市沖の前に幡多児童相談所の庁舎が完成し、幡多地区（幡多郡・中村市・宿毛市・土佐清水市）を所轄して業務を開始した。
28. 8. 1	法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による「児童福祉施設等に措置する」権限が所長に委任された。
37. 4. 1	中央児童相談所が B 級相談所に指定され、総務・業務の 2 課制となる。
38. 8.13	幡多児童相談所が中村市具同に庁舎を移転した。
43. 9. 1	法第 56 条第 1 項の規定による「本人又は扶養義務者から徴収する費用の額を設定する」権限が所長に委任された。
44. 3.22	法第 27 条第 2 項の規定による「国立療養所に治療を委託する」権限が所長に委任された。
46. 4. 1	高知県立児童相談所設置条例並びに高知県行政組織規則の一部が改正され、幡多郡のうち大正町及び十和村が幡多児童相談所から中央児童相談所に移管した。
55.11. 1	中央児童相談所が高知市大津に移転した。
平成 7. 4. 1	幡多児童相談所の一時保護所を中央児童相談所に統合した。
11. 4. 1	中央児童相談所の障害児部門が療育福祉センターに移管された。 中央児童相談所に医師（小児科）1 名を配置した。
12. 4. 1	児童支援ホームを開設した。
18. 4. 1	企画調整課・こども支援課・相談課の 3 課制となり、また児童相談連携支援センターを設置した。
20. 4. 1	児童相談連携支援センターが廃止となり、相談課を 3 班から 4 班体制に改編した。
21. 4. 1	中央児童相談所に児童虐待対応チームを設置した。
22. 4. 1	高知県立児童相談所設置条例並びに高知県行政組織規則の一部が改正され、高知県中央児童相談所・高知県幡多児童相談所に名称が変更された。また、高岡郡の四万十町を中央児童相談所から幡多児童相談所へ移管した。 中央児童相談所は班長制からチーフ制となり、相談課に里親支援担当チーフを設置、児童虐待対応チームにチーフ設置と増員強化し改編した。
23. 3. 10	庁舎老朽化のため幡多児童相談所を改築した。
23. 4. 1	中央児童相談所の相談課内に非行相談専任担当を設置した。
25. 4. 1	中央児童相談所の児童虐待対応チームに初期対応担当と家族支援担当の各チーフを設置した。
26. 4. 1	中央児童相談所の福祉専門職の次長職を新たに設置し、次長 2 人体制とした。相談課を地域相談課に、児童虐待対応チームを児童虐待対応課にそれぞれ名称変更した。 併せて、こども支援課のこころサポート担当を地域相談課に編入し、心理支援担当と名称変更するとともに、こども支援課の保護担当を児童虐待対応課に編入し、3 課 1 チーム体制を 3 課体制に改編した。
27. 4. 1	中央児童相談所の児童虐待対応課の初期対応担当チーフを第一と第二の 2 人体制とした。 中央児童相談所に市町村を支援する市町村支援専門監を配置した。
28. 4. 1	中央児童相談所の企画調整課のチーフを 2 人体制とし市町村支援担当を配置した。

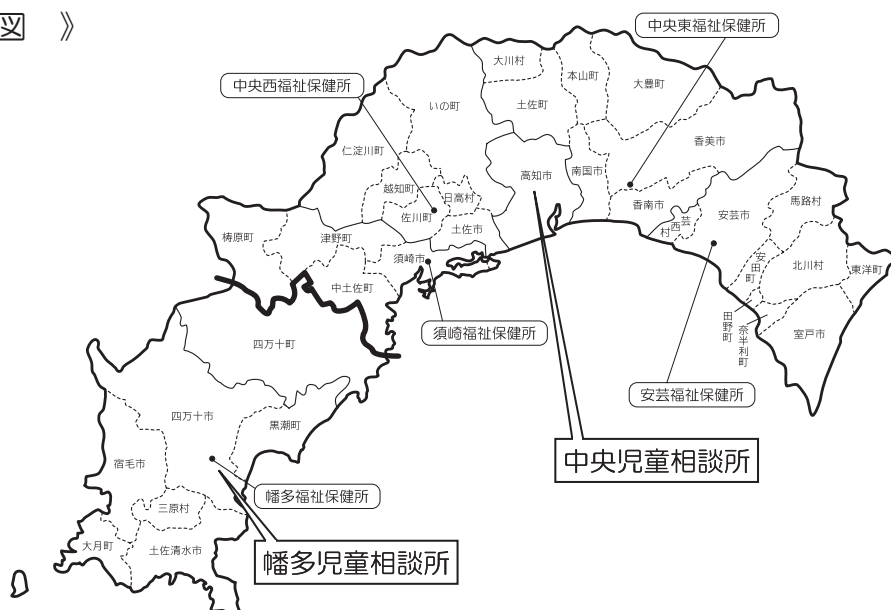
31. 1. 21	療育福祉センター（高知市若草町）と合築し、中央児童相談所を移転した。
31. 4. 1	障害児部門が療育福祉センターから中央児童相談所に移管された。 中央児童相談所の次長職（事務）を副所長職とし、3課体制から5部体制とした。児童虐待対応課からは保護担当が独立、家族支援担当を地域相談部へ移管し、地域相談課からは心理支援担当が独立した。 企画調整部（総務担当・市町村支援担当）、保護部（保護担当）、地域相談部（相談第一担当・第二担当・第三担当・第四担当）、初期対応部（初期対応第一担当・第二担当）、心理支援部（心理支援第一担当・第二担当）。
令和 2. 4. 1	虐待防止対策監を配置した。 保護部のチーフを2人体制とし、保護第一担当・保護第二担当を設置した。 地域相談部を地域養育支援部とし、在宅ケースを担当する地域支援第一担当・第二担当と施設措置・里親委託措置ケースを担当する養育支援第一担当・第二担当に分け、職務を明確にし効率的、計画的に業務を行えるようにした。 市町村支援専門監を廃止した。
3. 4. 1	地域養育支援部を地域支援部と養育支援部に分け、それぞれに第一担当・第二担当を設置した。

2 所在地及び管轄区域

令和3年4月1日現在

	所 在 地	TEL・FAX	管轄区域
中央	〒780-8081 高知市若草町 10-5	TEL 088-821-6700 (療育手帳 844-0035) FAX 088-821-9005	高知市・室戸市・安芸市・香南市・香美市 南国市・土佐市・須崎市・東洋町・奈半利町 田野町・安田町・本山町・大豊町・土佐町 いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・中土佐町 津野町・梶原町・北川村・馬路村・芸西村 大川村・日高村 《8市14町5村》
幡多	〒787-0050 四万十市渡川 1 丁目 6-21	TEL 0880-37-3159 FAX 0880-37-3205	四万十市・宿毛市・土佐清水市・四万十町 黒潮町・大月町・三原村 《3市3町1村》

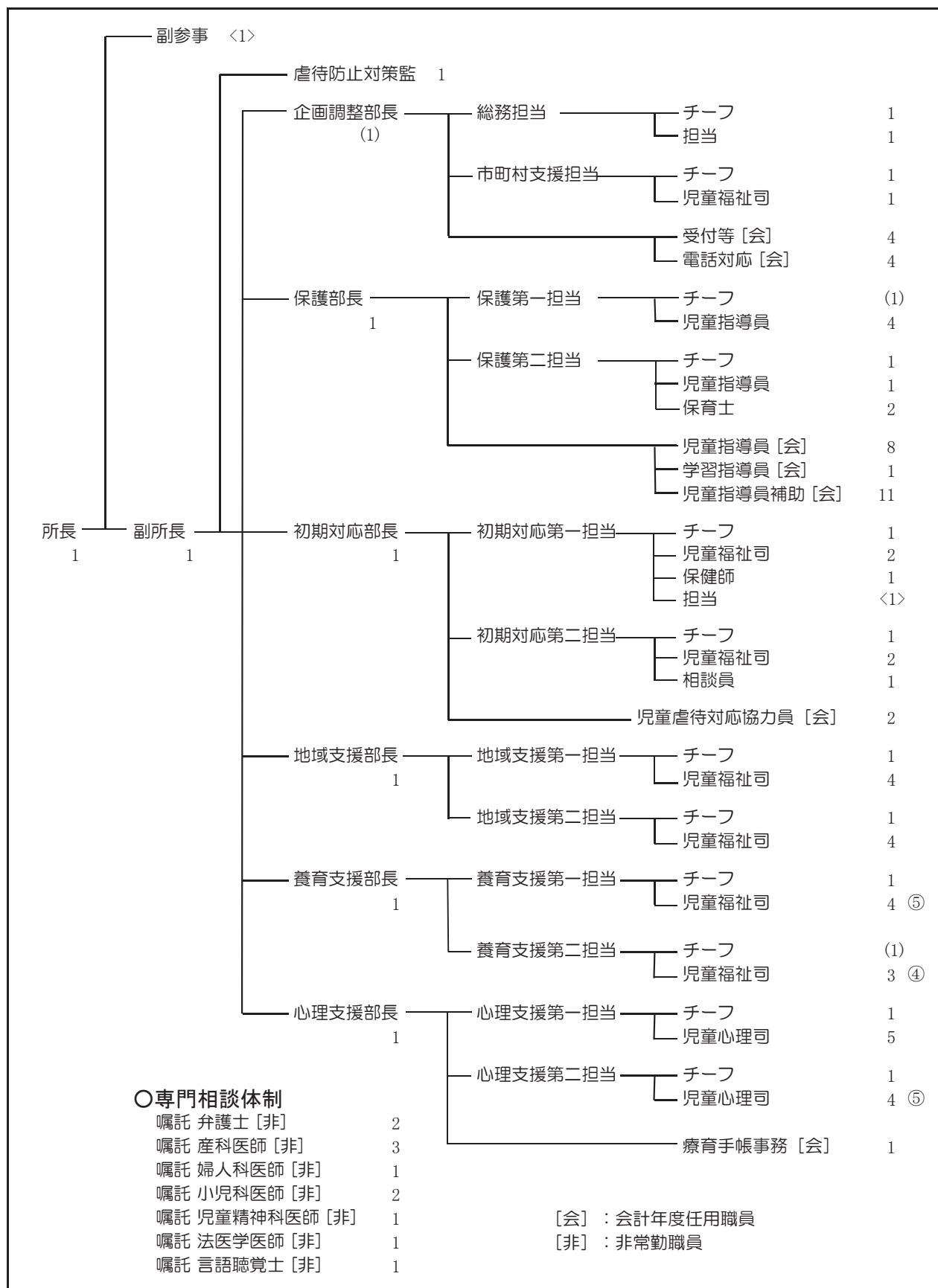
《 管轄区域図 》



3 組織と職員構成及び職員配置状況

○ 中央児童相談所／組織と職員構成

令和 3 年 4 月 1 日現在



()は事務所の兼務職員、< >は他機関の兼務職員

○は産前産後休暇、育児休暇中の職員を含む

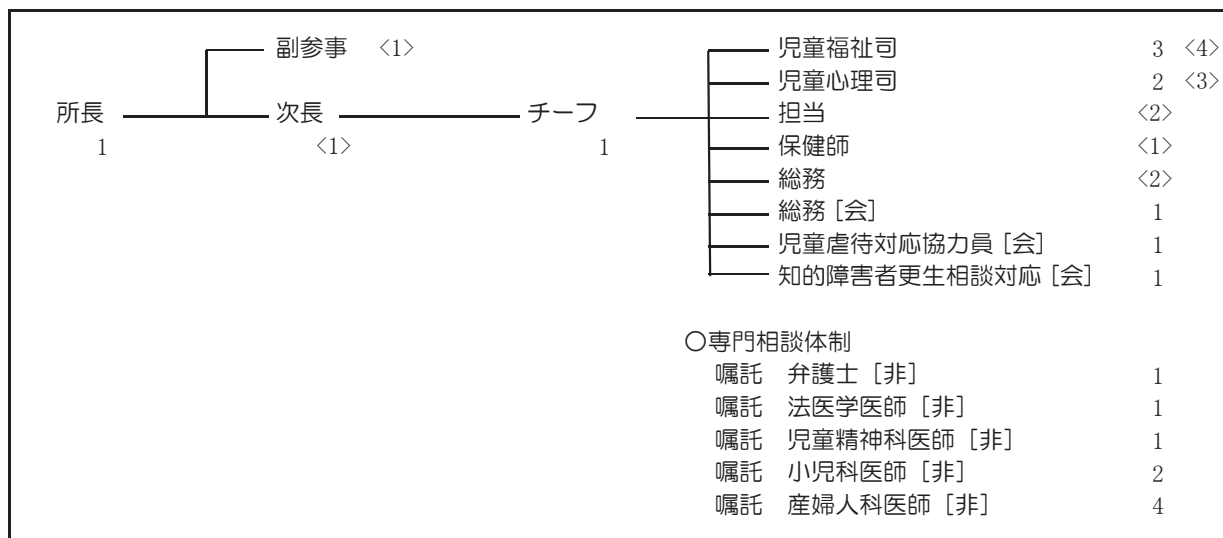
○ 中央児童相談所／職員配置状況

令和 3年 4月 1日現在

職 名 ・ 職 務	常勤	会計年度 任用職員 等	計	職 名 ・ 職 務	常勤	会計年度 任用職員 等	計
所長	1		1	地域支援部			
副参事	兼務<1>		兼務<1>	地域支援部長	1		1
副所長	1		1	地域支援第一担当チーフ	1		1
虐待防止対策監	1		1	児童福祉司	4		4
企画調整部				地域支援第二担当チーフ	1		1
企画調整部長	兼務(1)		兼務(1)	児童福祉司	4		4
総務担当チーフ	1		1	養育支援部			
担当	1		1	養育支援部長	1		1
市町村支援担当チーフ	1		1	養育支援第一担当チーフ	1		1
児童福祉司	1		1	児童福祉司	4		4
受付		4	4	養育支援第二担当チーフ	兼務(1)		兼務(1)
電話対応相談員		4	4	児童福祉司	3		3
保護部				心理支援部			
保護部長	1		1	心理支援部長	1		1
保護第一担当チーフ	兼務(1)		兼務(1)	心理支援第一担当チーフ	1		1
児童指導員	4		4	児童心理司	5		5
保護第二担当チーフ	1		1	心理支援第二担当チーフ	1		1
児童指導員	1		1	児童心理司	4		4
保育士	2		2	療育手帳事務		1	1
児童指導員		8	8	嘱託 弁護士		2	2
学習指導員		1	1	嘱託 産科医師		3	3
児童指導員補助		11	11	嘱託 婦人科医師		1	1
初期対応部				嘱託 小児科医師		2	2
初期対応部長	1		1	嘱託 児童精神科医師		1	1
初期対応第一担当チーフ	1		1	嘱託 法医学医師		1	1
児童福祉司	2		2	嘱託 言語聴覚士		1	1
保健師	1		1	合 計			
担当	兼務<1>		兼務<1>				
初期対応第二担当チーフ	1		1				
児童福祉司	2		2				
相談員	1		1				
児童虐待対応協力員		2	2				
					57 兼務<2>	42	99 兼務<2>

○ 幡多児童相談所／組織・職員構成

令和 3年 4月 1日現在



< >は、他機関の兼務職員

○ 幡多児童相談所／職員配置状況

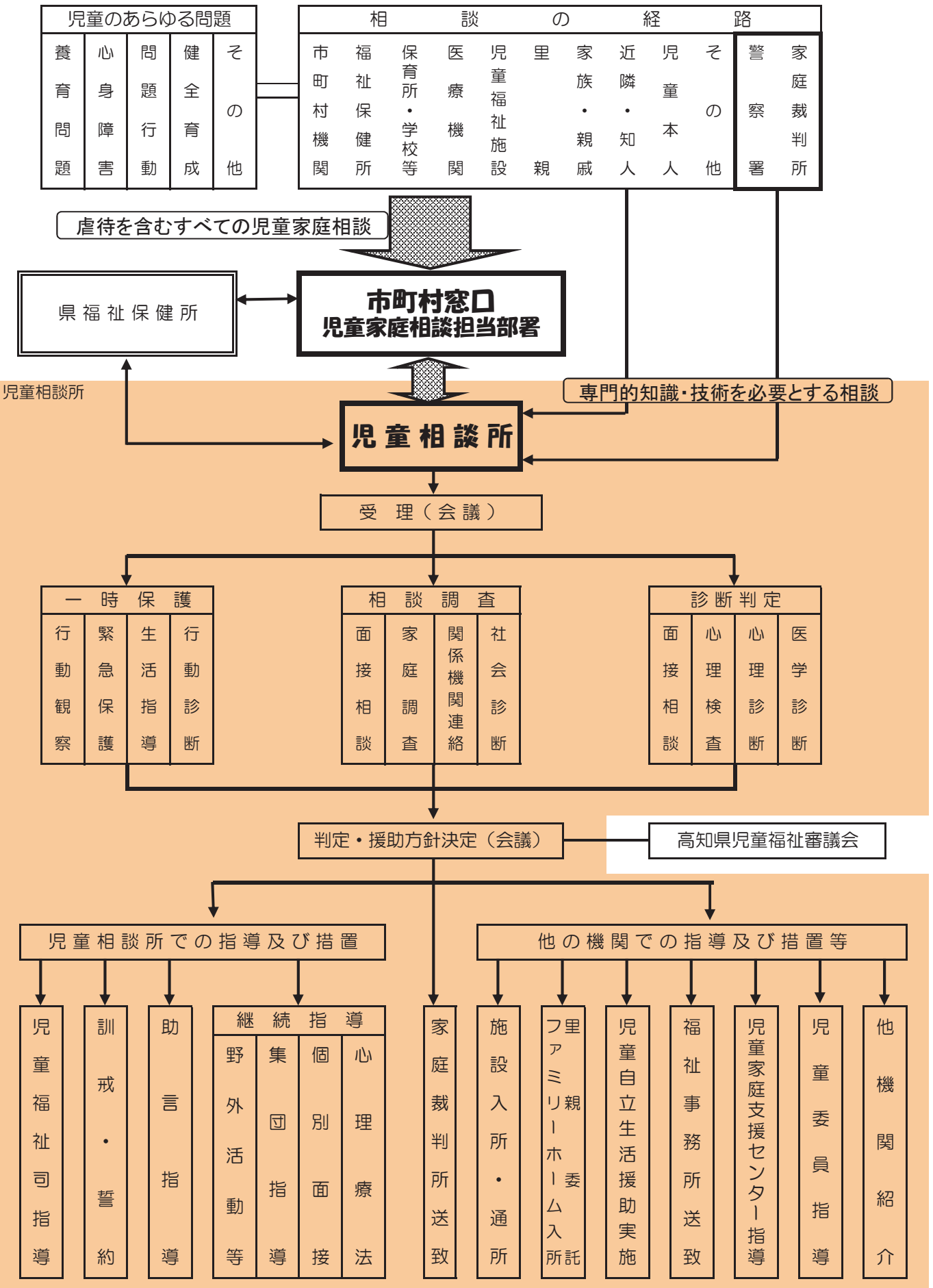
令和 3年 4月 1日現在

職 名 ・ 職 務	常勤	会計年度 任用職員	計
所長	1		1
副参事	兼務 <1>		兼務 <1>
次長	兼務 <1>		兼務 <1>
チーフ	1		1
児童福祉司	3 兼務 <4>		3 兼務 <4>
児童心理司	2 兼務 <3>		2 兼務 <3>
担当	兼務 <2>		兼務 <2>
保健師	兼務 <1>		兼務 <1>
総務	兼務 <2>	1	1 兼務 <2>
児童虐待対応協力員		1	1
知的障害者更生相談対応		1	1
嘱託 弁護士		1	1
嘱託 法医学医師		1	1
嘱託 児童精神科医師		1	1
嘱託 小児科医師		2	2
嘱託 産婦人科医師		4	4
合 計	7 兼務 <14>	12	19 兼務 <14>

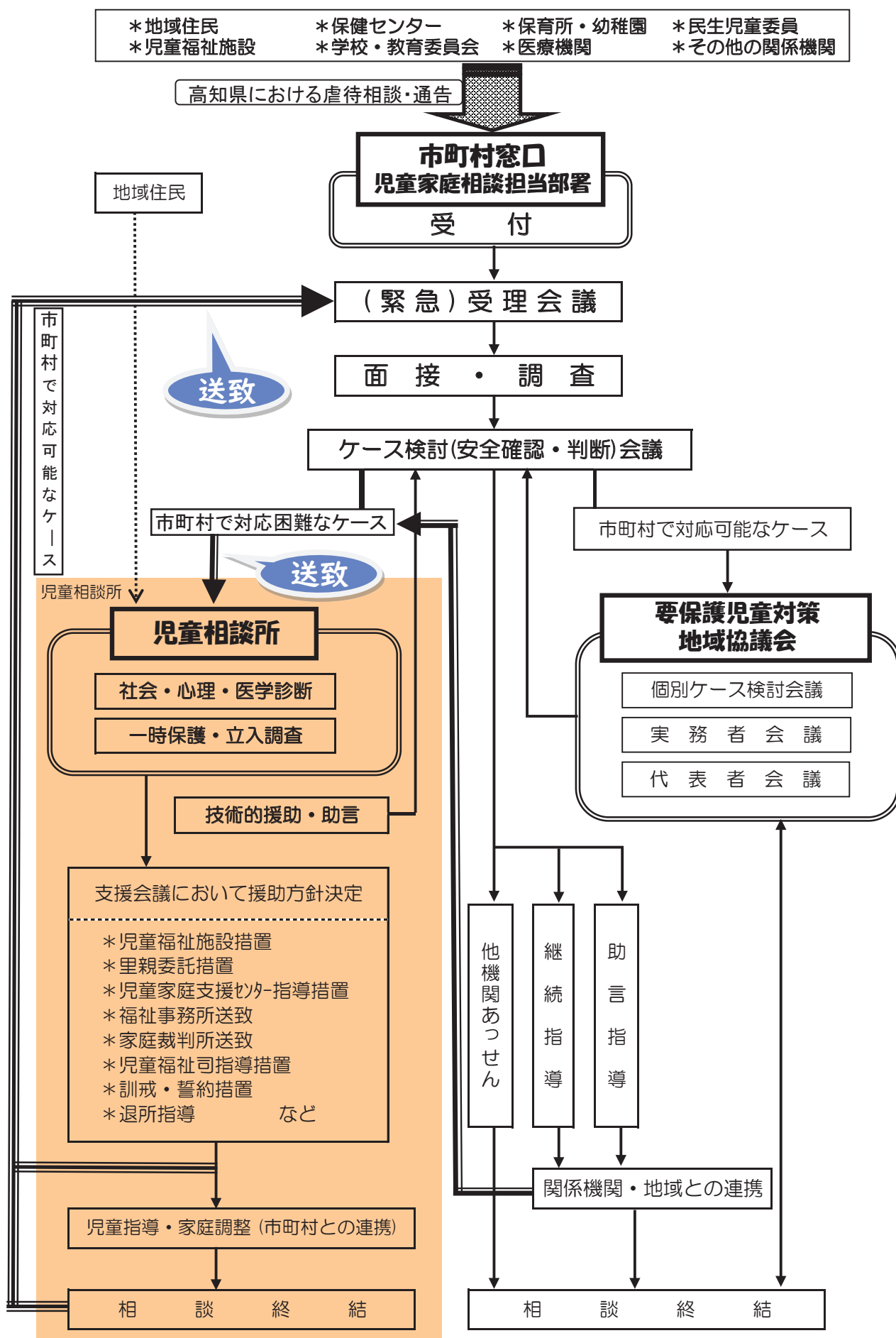
4 相談の種類及び主な内容

相 談 種 別		内 容
養護相談	児 童 虐 待 相 談	身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトに関する相談
	そ の 他 の 相 談	養育困難（保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等）、迷子、親権を喪失・停止した親の子、養子縁組に関する相談
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、アレルギー反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）を有する子どもに関する相談
障害相談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害のある子ども等に関する相談
	知 的 障 害 相 談	知的障害のある子どもに関する相談
	発 達 障 害 相 談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第 25 条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第 25 条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育成相談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校 相 談	学校・保育園・幼稚園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談

5 高知県の児童相談及び児童相談所内の相談対応フロー図



6 高知県における児童虐待相談・通告対応のフロー図



第2 業務事業の実施状況

1 相談業務

令和2年度の児童相談所の相談受付総数は1,897件で、対前年度比121件の減少となっている。

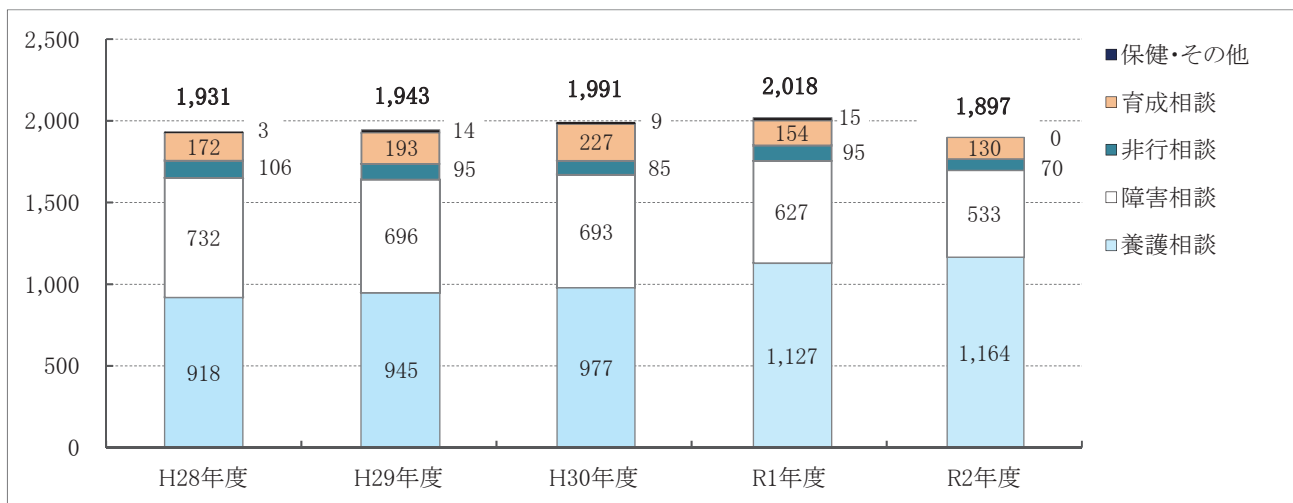
相談種類別で見ると、養護相談は、対前年度比で37件増加し、1,164件となった。障害相談は、94件減少し、533件となっている。非行相談は、対前年度比25件減少し70件、育成相談は、対前年度比24件の減少で、130件となっている。

全国と比較すると、養護相談、非行相談の割合が高く、それ以外の相談の割合が低い傾向にある。中央と幡多を比較すると、中央は、幡多に比べ養護相談が26.1ポイント、非行相談が1.7ポイント高く、幡多は中央に比べ育成相談が19.1ポイント、障害相談が8.7ポイント高い傾向にある。

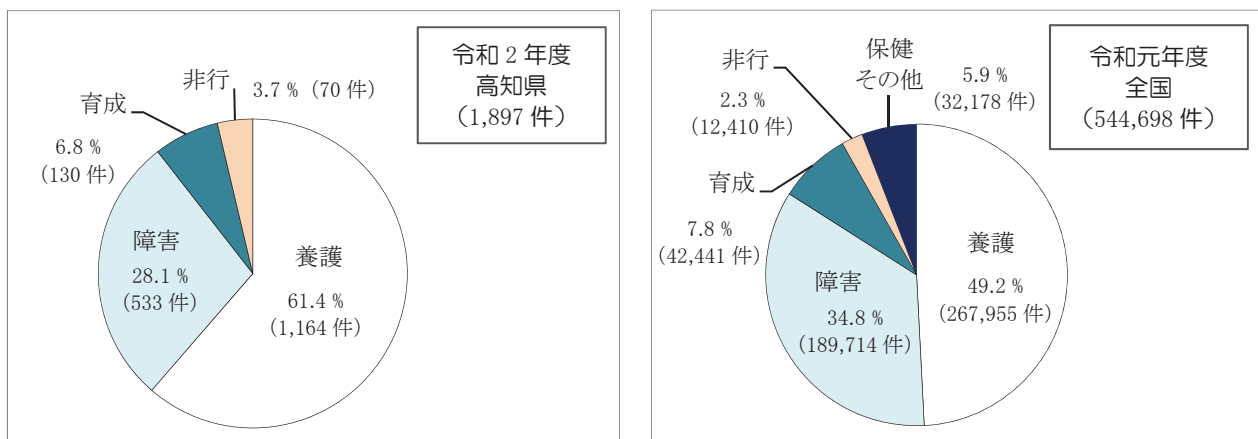
相談経路別受付状況では、市町村機関からが477件で最も多く、以下警察418件、家族・親戚374件と続く。

(1) 全体の状況

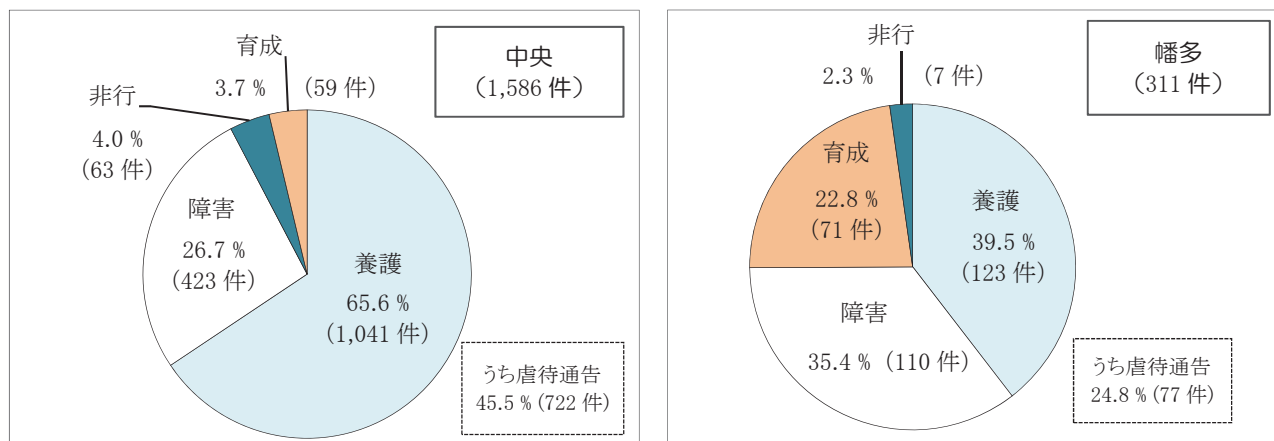
① 相談種類別受付状況



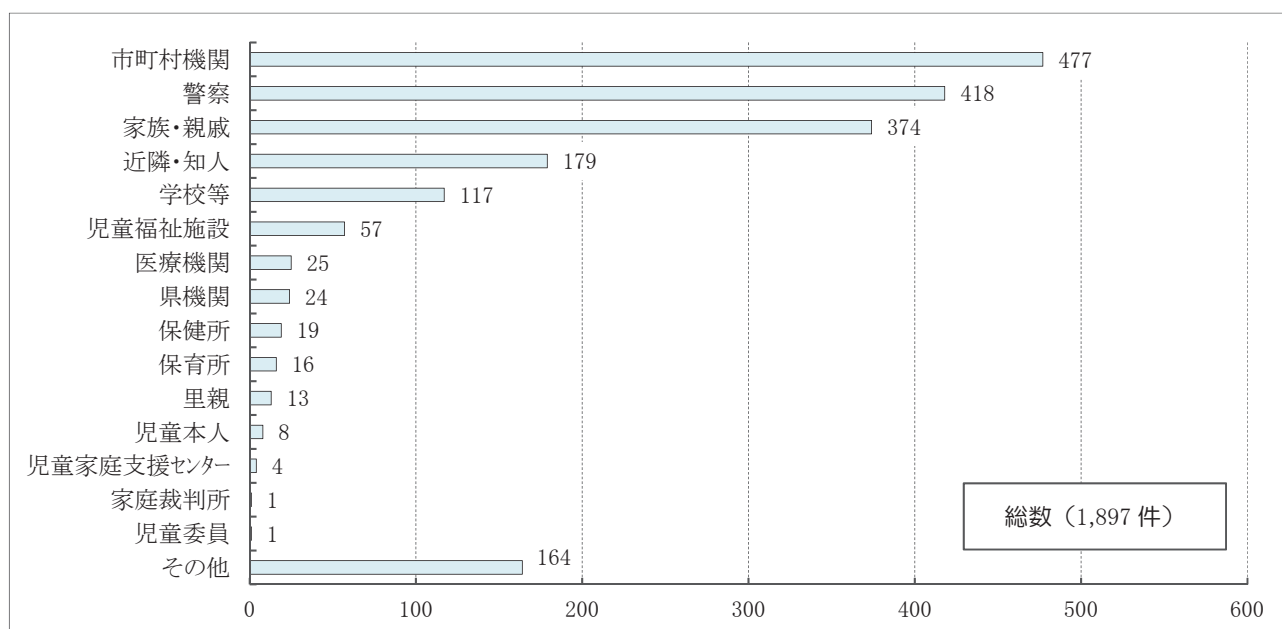
② 全国との比較



③ 児童相談所別、相談種類別受付状況



④ 相談経路別受付状況



※その他は、県外児童相談所や一般県民、きょうだいケースなど

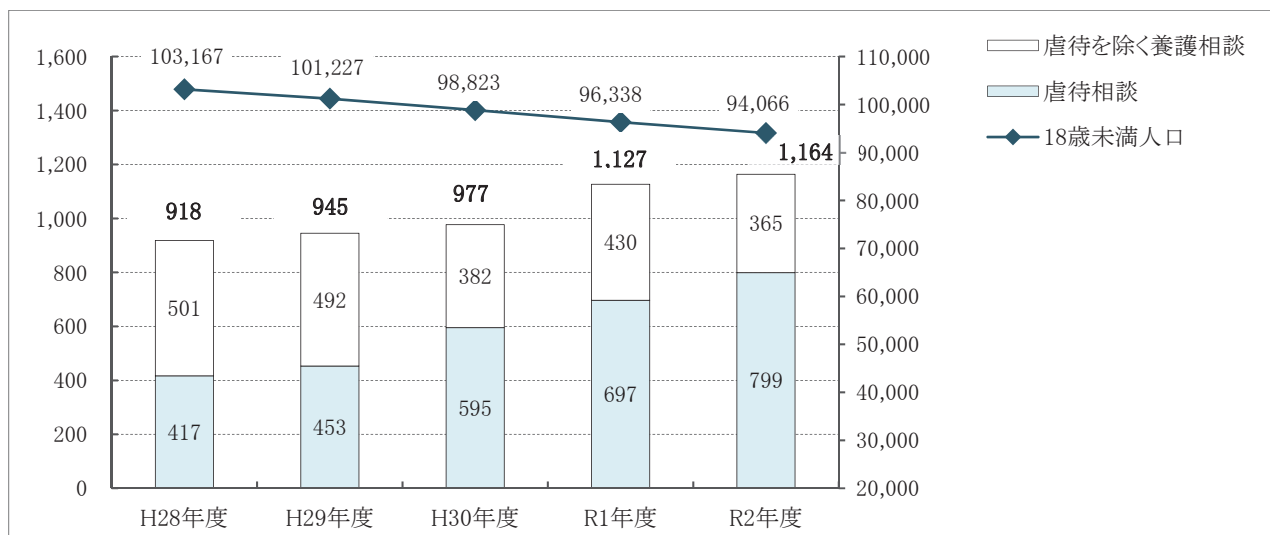
(2) 養護相談

児童福祉法の対象である 18 歳未満の子ども人口は年々減少しており、高知県では平成 28 年度に 103,167 人であったが、令和 2 年度には 94,066 人となり、4 年間で 9,101 人の減少となっている。

18 歳未満の子ども人口が減少する一方で、養護相談の受付件数は年々増加しており、平成 28 年度に 918 件であったものが、令和 2 年度には 1,164 件となり、4 年間で 246 件増加している。特に虐待相談件数の増加は著しい。

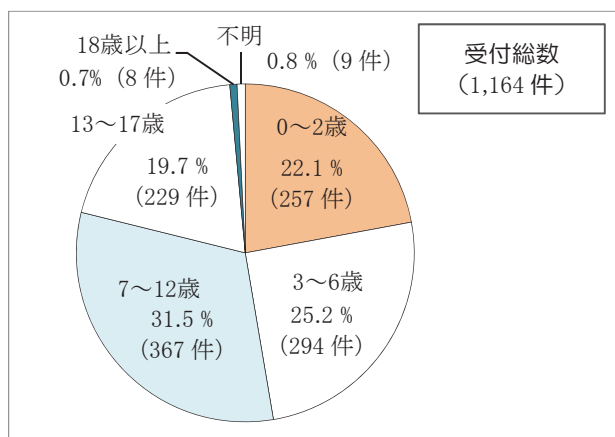
年齢別に見てみると、0 歳から 6 歳までの子どもの割合は 47.3% (対前年度比 4.9 ポイント増) を占めており、12 歳までの子どもを合わせると 78.8% (対前年度比 2.3 ポイント増) となり、幼い子どもの割合が高い。

① 子ども人口と養護相談受付件数の推移（療育福祉センターを含む）

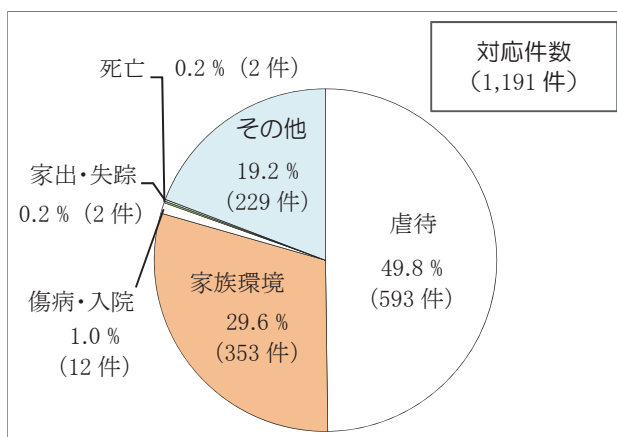


※18歳未満人口は、住民基本台帳ネットワークシステム各年度3月末人口。

② 子どもの年齢別状況

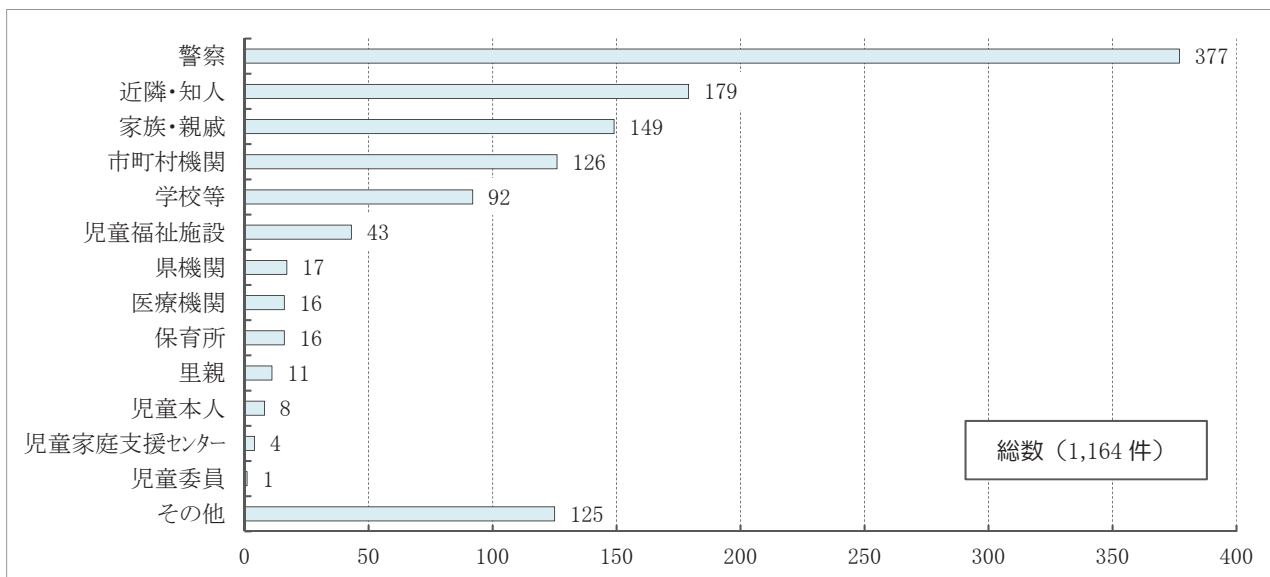


③ 相談発生要因の状況



※1ケースに対し複数の対応あり。

④ 相談経路別受付状況



※その他は、県外児童相談所や一般県民、きょうだいケースなど。

(3) 児童虐待相談

全国の児童相談所での児童虐待に関する令和 2 年度の相談対応件数（速報値）は、過去最多の 205,029 件で、前年度と比較して 11,249 件増加しており、年々増加傾向にある。

本県においては、令和 2 年度児童虐待相談を受理した件数は 799 件で、前年度と比較すると 102 件の増で、毎年増加傾向にある。

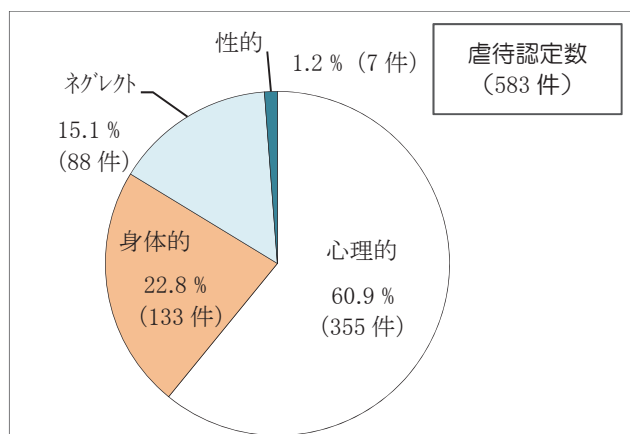
799 件のうち中央児童相談所で受理した件数は 722 件（対前年度比 108 件増）、幡多児童相談所では 77 件（対前年度比 6 件減）となっている。中央では養護相談に占める割合も増加傾向にあり、養護相談 1,041 件のうち虐待通告が 722 件で 69.4%を占めている。幡多では養護相談 123 件のうち虐待通告が 77 件で 62.6%を占め、前年度からは 5.4 ポイント減少している。

また、相談を受理し調査・判定後児童虐待相談として認定対応した件数は、583 件（中央 550 件、幡多 33 件）、対前年度比 125 件増（127.3%）で、通告受理件数とともに過去最多となっている。

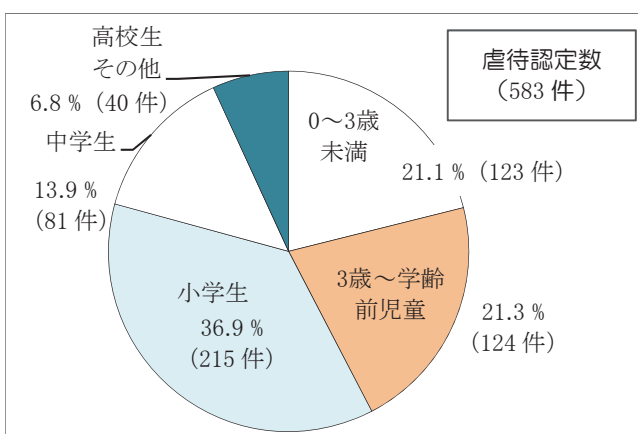
虐待種類別に割合を見ると、心理的虐待がもっと高く 60.9%、以下、身体的虐待 22.8%、ネグレクト 15.1%、性的虐待 1.2%となっている。

相談経路別状況では、警察からの通告が、338 件と最も多く、以下近隣・知人 178 件、市町村機関 63 件となっている。

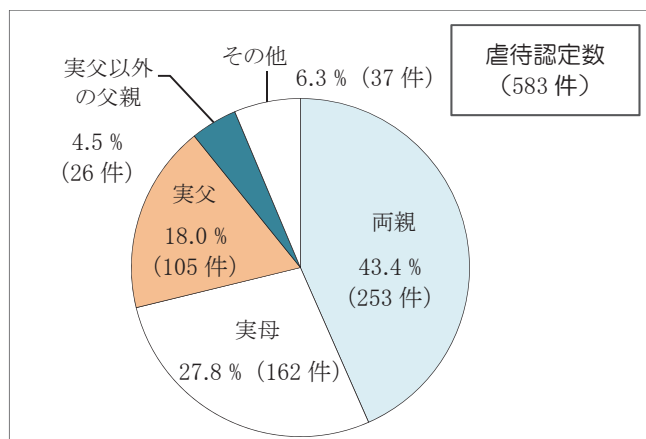
① 虐待の種類別構成比



② 被虐待児の年齢構成比



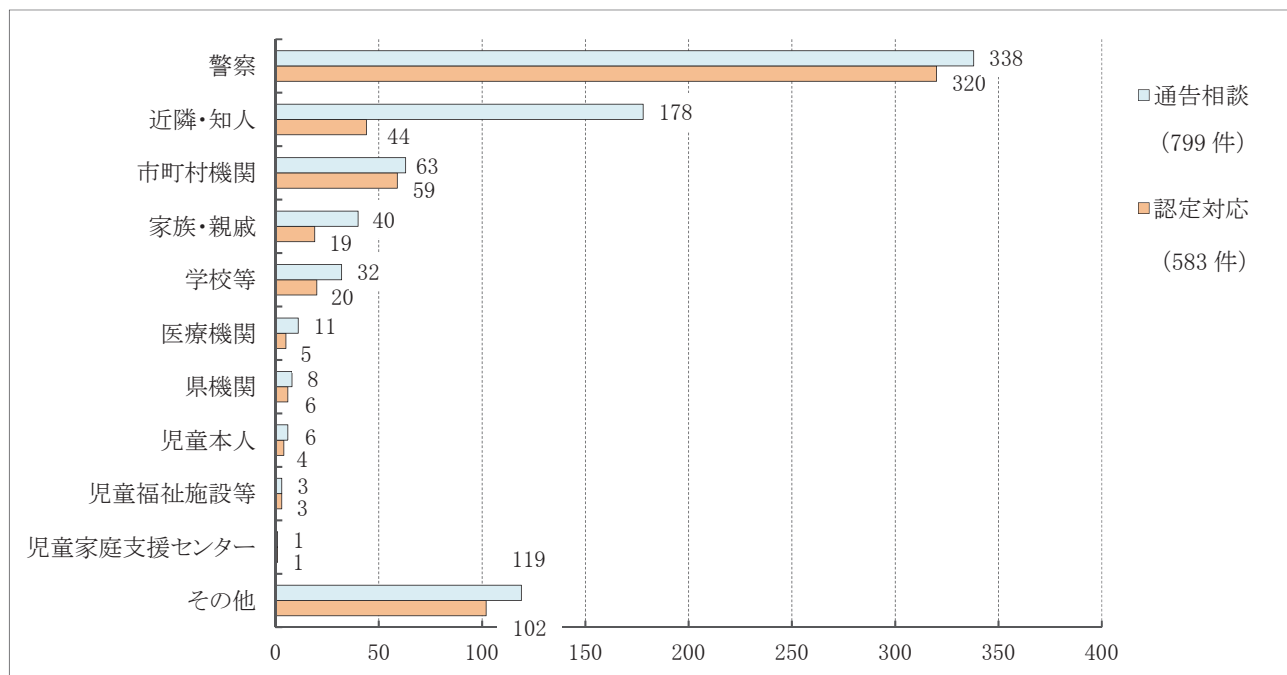
③ 主たる虐待者の構成比



※両親は、養親父母を含む。

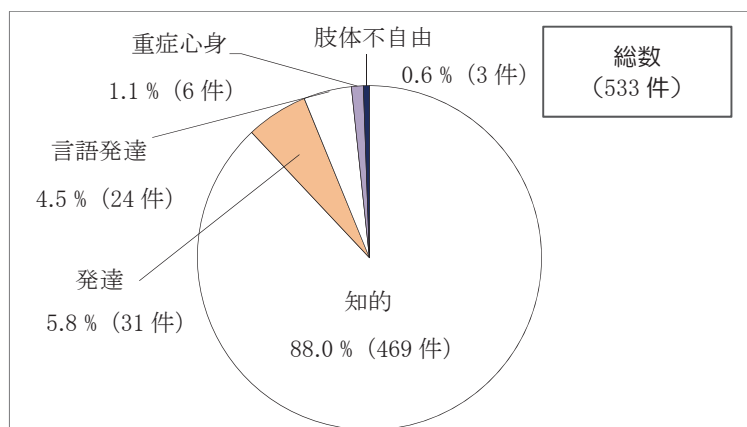
※その他は、実母と内縁男性（19 件）、祖母（5 件）、祖父（4 件）、実母と祖母、実母と交際相手、里父（各 2 件）、実父と祖父、実父と祖母、実母の内縁男性（各 1 件）。

④ 相談経路別状況



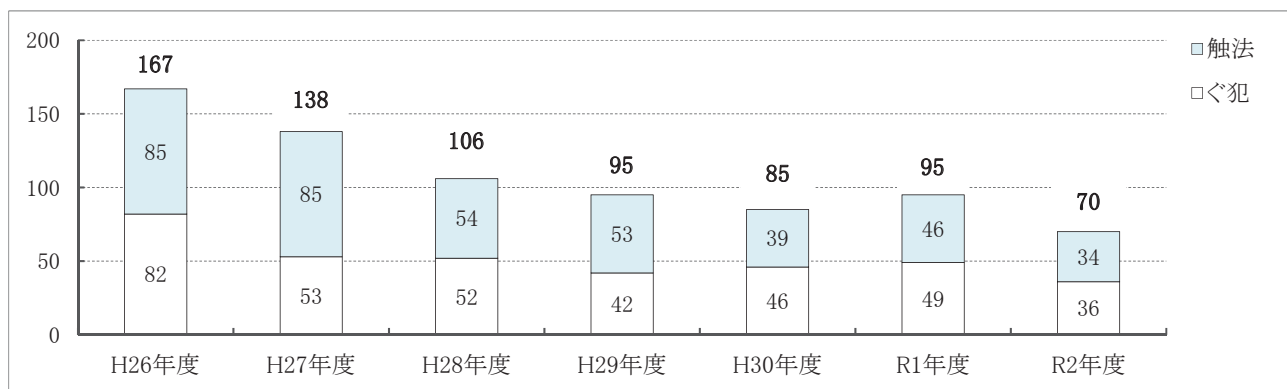
(4) 障害相談

相談種類別受付状況

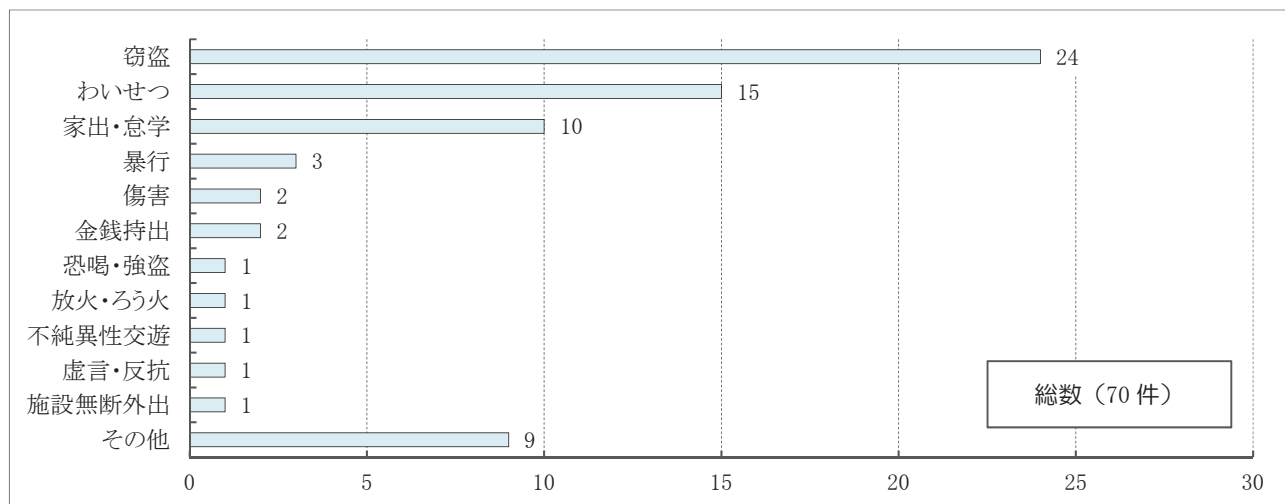


(5) 非行相談

① 相談件数の推移（ぐ犯行為等相談と触法行為等相談）

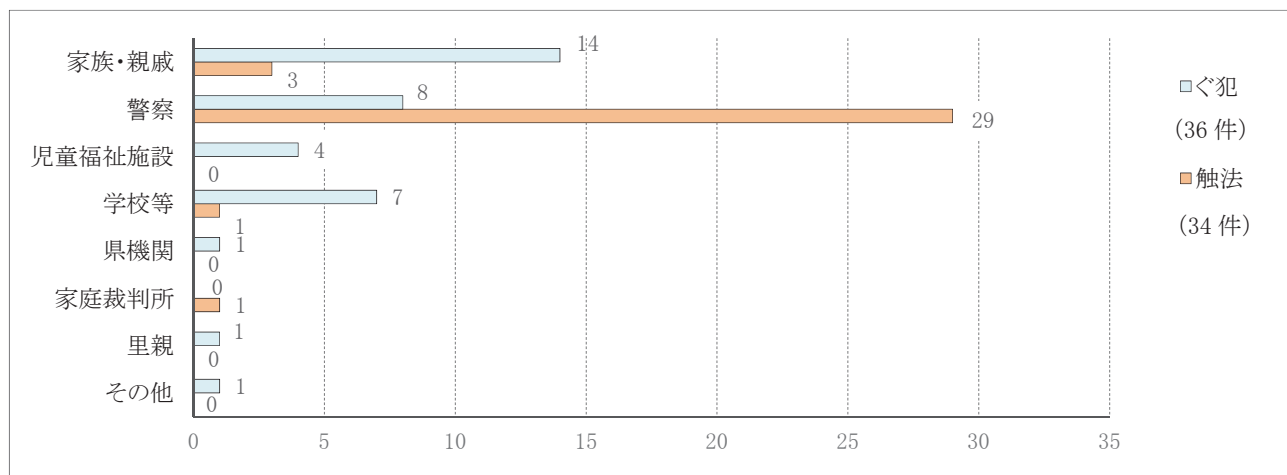


② 主訴（行為）別件数



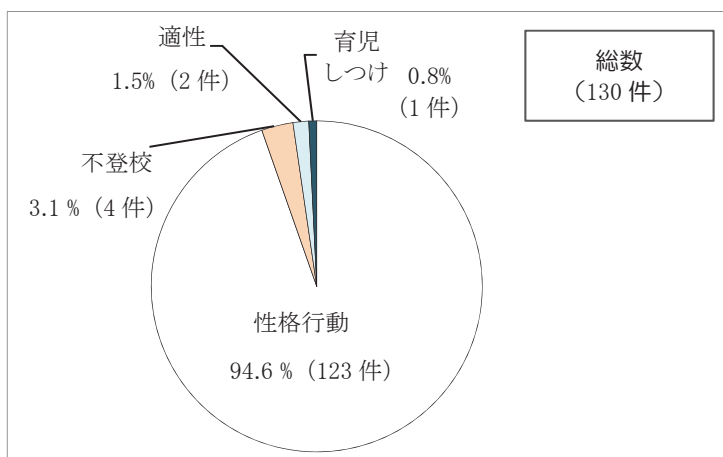
※その他は、器物損壊 3 件、建造物侵入 3 件、情報提供 2 件、詐欺 1 件。

③ 相談経路別受付状況



（6）育成相談

相談種類別受付状況



2 一時保護業務

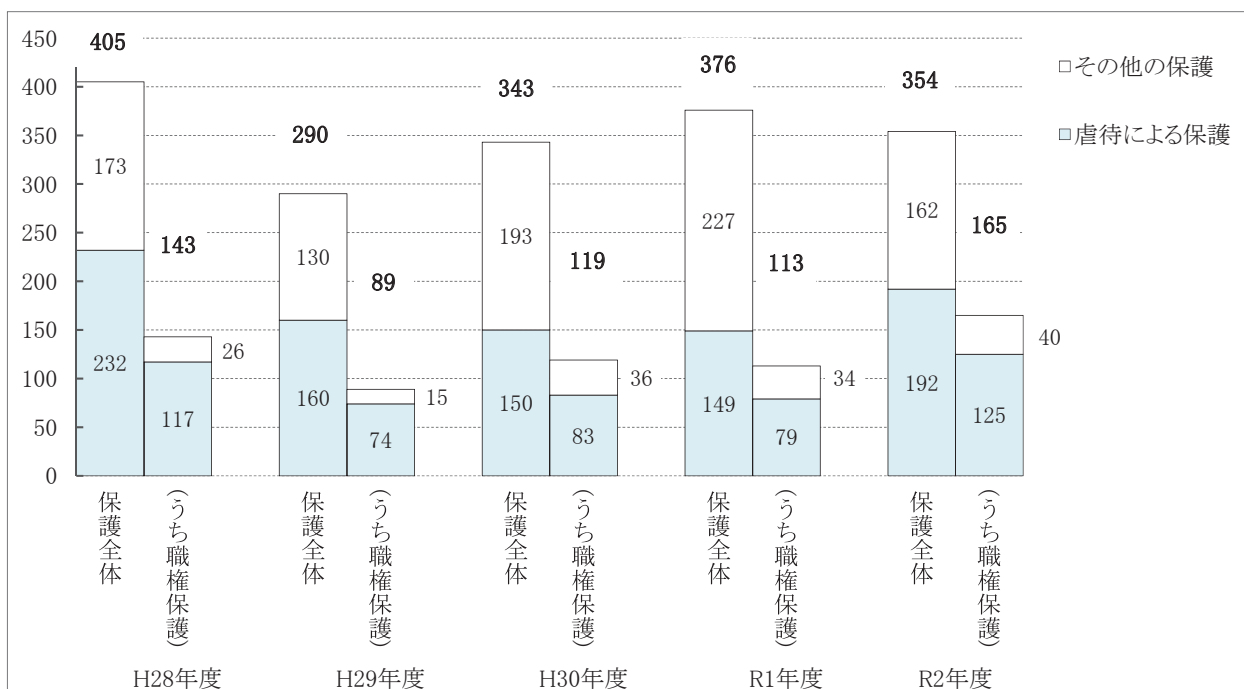
子どもの安全確保や適切かつ具体的な援助方針を決定するため、行動観察、生活指導等を目的に一時保護所での一時保護及び児童養護施設等への一時保護委託を行っている。

令和2年度は、一時保護所で168人の子どもを延べ212回、6,500日保護した。平均保護日数は対前年度比で2.9日減の30.7日、一日平均在籍人員は1.6人減の17.8人となった。

また、乳児院や児童養護施設、里親等に119人の子どもを延べ179回、4,842日一時保護委託した。平均保護日数は、対前年度比で1.5日減の27.1日、一日平均在籍人員は2.2人減の13.3人となった。

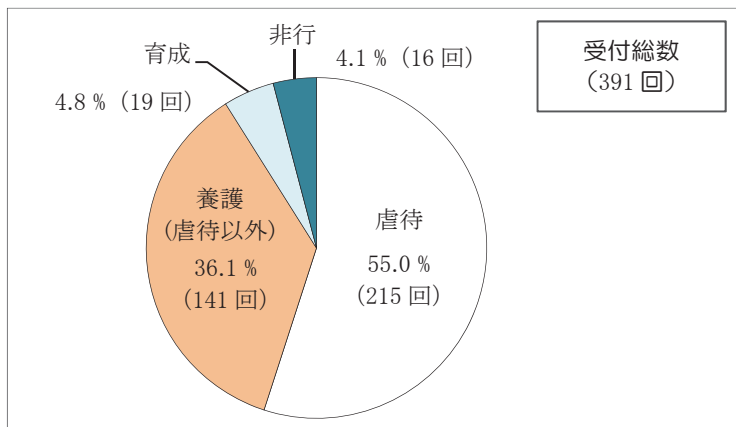
一時保護解除後は、家庭復帰が222件（61.8%）、施設入所が51件（14.2%）、里親委託が10件（2.8%）、他機関移送が4件（1.1%）、次年度への継続保護が32件（8.9%）となっている。その他は、一時保護所から一時保護委託になったものや在籍施設・里親に戻ったもの、自立援助ホームへの入所などがある。

（1） 虐待による一時保護と職権保護状況の推移



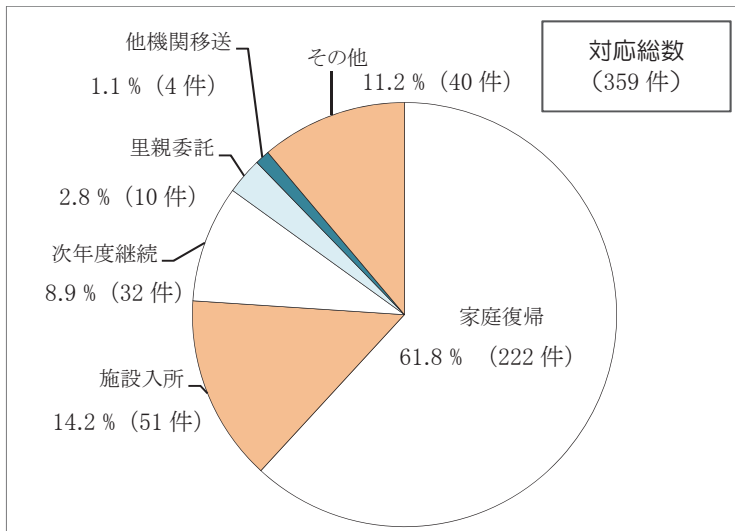
※年度内に一時保護を開始した件数

（2） 一時保護児童の相談種類別構成比



※前年度からの継続保護（37 件）を含む。

(3) 一時保護後の援助状況



※一時保護・一時保護委託を合わせた、退所後の最終処遇を計上(一時保護から一時保護委託や一時保護委託から一時保護の32件は含まない)。

※前年度継続保護分を含む。

3 援助の内容等対応状況

中央・幡多児童相談所で受け付けた相談ケース(前年度より繰越し分37件、本年度受付分1,897件)については、専門的な調査や診断、判定を行い、所内支援会議によって具体的な援助方針を決定した。

そのうち、面接指導を行ったものが対前年度比95件減の1,492件(中央1,205件・幡多287件)、児童福祉司指導したものが対前年度比38件増の77件(中央74件・幡多3件)、市町村に送致したものが対前年度比20件増の104件(中央87件・幡多17件)、児童福祉施設等に措置したものが対前年度比14件減の66件(中央61件・幡多5件)、里親委託したものが対前年度比2件減の17件(中央16件・幡多1件)であった。

4 里親業務

里親制度は、児童福祉法に基づき保護者のいない子ども又は保護者に監護させることが不適当と認められる子どもの養育を里親に委託する制度である。

その趣旨は、「家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図るものであること」とされている。

(1) 里親の種類と登録状況 令和3年4月1日現在

◆養育里親：保護者のいない子どもや、虐待などの理由により保護者が養育することが不適当と認められる子どもを養育する里親。研修の受講が義務づけられている。

○登録66組、うち11組が養子縁組里親にも登録、4組がファミリーホーム開設

専門里親：養育里親の中でも、虐待等により心身に有害な影響を受けた子どもや非行のある子ども、障害のある子ども等、特に専門的な援助を必要とする子どもへの養育を行う里親。(養育里親の経験を有する等の条件と専門里親研修の受講が必要)

○登録3名

◆養子縁組里親：養子縁組を希望する里親。ただし、養子縁組の決定は家庭裁判所が行う。特別養子縁組を行う場合に考慮される一定の監護期間を、里親委託として養育することが適当とされている。研修の受講が義務づけられている。

○登録 18 組、うち 11 組が養育里親にも登録

◆親族里親：子どもを現に監護している両親等が死亡、行方不明又は拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより養育できなくなった子どもを、扶養義務者又はその配偶者である親族が里親として養育するもの。

○登録 24 組

また、里親制度と同じく家庭養護を担う受皿として、次の事業がある。

◆ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

児童を養育者の家庭に迎え入れ、小規模なグループで養育を行うもの。

(1) 委託児童の定員：5 人又は 6 人

(2) 職員：2 人の養育者（夫婦）及び 1 人以上の補助者

（場合によっては、1 人の養育者及び 2 人以上の補助者とすることもできる。）

(3) 養育者の要件：養育里親としての経験や児童福祉事業に従事したことがある者、その他都道府県知事が適当と認めた者。

○4 ヶ所開設

（２）高知県里親養育包括支援事業

里親委託を増やし家庭的養護を推進するため、里親養育包括支援機関である社会福祉法人みその児童福祉会へ事業を委託して里親支援を行った。

① 里親制度の普及啓発

ア 里親制度説明会・相談会の開催

里親制度についての正しい理解を深め広げるため、平成 26 年度から実施している。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、一般向けの説明会は実施せず、市町村や団体、学校等への出前講座のみ 9 回実施し、200 名が参加した。

イ パネル展の開催

一般県民への里親制度の周知のため、市町村役場や公共施設、量販店等へのパネル展を 8 回実施した。

② 里親希望者及び里親登録者に対する研修

養育里親及び養子縁組里親希望者には、養育里親（養子縁組里親）基礎研修と登録前研修をそれぞれ 2 回実施した。また、例年、登録（更新）後 5 年を経過した里親には更新研修を実施した。

③ 里親委託後の里親及び里子への支援

里親等相談支援員が、里子がいる里親宅を訪問し、助言等支援を行った。

④ トレーニング事業

1 歳から 5 歳の里子を養育する里親を対象にしたトレーニングの実施、また、里親を対象としたライフストーリーワークセミナーを開催した。

（３）児童相談所としての里親支援体制

① 里親、里子への支援

令和 2 年度から、里子担当の児童福祉司に加えて、里親養育支援児童福祉司を 2 名配置し、里親養育包括支援機関（里親等相談支援員、心理訪問支援員）や、施設（里親支援専門相談員）と連携しながら、これまでの里子へのサポートケア（自立支援計画の見直し）と合わせて、里親の養育面の課題等に対して具体的な助言指導を行っている。

② 里親の申請・認定に関する業務

里親制度に関する相談・申請に対応する。里親希望者から里親認定登録申請書を受理後、担当職員が家庭訪問等を行い里親としての適性や家庭環境等を調査する。また、養育里親及び養子縁組里親希望の場合は、養育里親（養子縁組里親）基礎研修と登録前研修を行い、研修終了後は、県児童福祉審議会で意見を聴いた上で、県知事が里親認定・登録を行う。

令和 2 年度は、新たに養育里親 13 組、養子縁組里親 6 組、親族里親 4 組が登録された（実質、新規登録者 18 組）。

③ 里親委託措置等に関する業務

子どもの様子や養育状態を考慮し、里親委託が適当と判断された子どもを委託措置している。委託にあたっては、子どもと里親の選定（マッチング）を行う。

令和 2 年度中に新たに里親委託となった子どもは、養育里親で 7 名、親族里親で 7 名、ファミリーホームで 3 名となっている。

令和 3 年 4 月 1 日現在、47 組の里親に 62 名の子ども（対前年度比 2 組減、1 名減）を、4 ヶ所のファミリーホームに 12 名の子ども（2 名増）をそれぞれ委託しており、合計 74 名（対前年度比 1 名増）の子どもが家庭的養護を受けている。

④ 高知県里親連合会事務局業務

里親制度の普及・啓発をはじめ、里親相互の交流・連携を図り、養育技術の向上や運営活性化のための支援を行った。

⑤ フレンドシップファミリー事業（高知県里親連合会事業）

フレンドシップファミリーとは、児童養護施設等に入所中の子どもで、家族との交流や家庭に帰省する機会が少ない子どもを、週末や長期の休みに自宅に預かり、家庭での生活を体験させるボランティア里親のことである。

令和 2 年度は、10 組の里親が 11 名の子どもを延べ 35 回自宅に預かった。

5 市町村への支援業務

虐待や非行などの児童問題の未然防止や早期発見、早期解決を図るためには、地域の関係者が連携して取り組むことが重要であるため、全ての市町村の子ども家庭相談担当部署及び要保護児童対策地域協議会の運営に関して支援を行った。

(1) 市町村職員の知識、技術習得のための支援

市町村の子ども家庭相談担当部署職員の経験年数や職階に応じ、必要な実務に関する知識及び技術を習得すること等を目的とした専門的な研修を実施した。

研 修 会 名	「令和 2 年度市町村子ども家庭相談担当職員基礎研修」
実施日・参加者数	(第 1 回) R2.6.9 : 63 名 / (第 2 回) R2.6.30 : 50 名 / (第 3 回) R2.7.7 : 47 名
対 象 者	子ども家庭相談担当部署職員、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーター(母子保健担当者)、児童家庭支援センター職員のうち実務経験が 1 年未満の者及び希望者
研 修 会 名	「令和 2 年度市町村子ども家庭相談担当職員中堅研修」
実施日・参加者数	(第 1 回) R2.10.20 : 24 名 / (第 2 回) R2.11.10 : 22 名 / (第 3 回) R3.1.19 : 26 名
対 象 者	子ども家庭相談担当部署職員、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーター(母子保健担当者)、児童家庭支援センター職員のうち実務経験が 1 年以上の者及び希望者 要保護児童対策調整機関の調整担当者
研 修 会 名	「令和 2 年度市町村子ども家庭相談担当職員管理職研修」
実施日・参加者数	(第 1 回) R2.8.4 : 36 名 / (第 2 回) R3.3.9 : 20 名
対 象 者	子ども家庭相談担当部署の長、子育て世代包括支援センターの長(母子保健担当部署の長を含む)、要保護児童対策調整機関の調整担当者
研 修 会 名	「令和 2 年度市町村子ども家庭相談担当職員フォローアップ研修」
実施日・参加者数	R3.3.22 : 16 名
対 象 者	上記(基礎・中堅・管理職)研修受講者
研 修 会 名	「要保護児童対策調整機関調整担当者研修」
実施日・参加者数	R2.7.7～R3.3.9(全 6 回) : 13 名
対 象 者	要保護児童対策調整機関の調整担当者 他
研 修 会 名	「令和 2 年度市町村要保護児童対策調整機関課長・係長会」
実施日・参加者数	※東西ブロックに分け開催 (第 1 回) R2.6.25、R2.6.26 : 59 名 (第 2 回) R2.10.29、R2.10.30 : 48 名
対 象 者	(第 1 回)要保護児童対策調整機関の管理職及び準管理職並びに調整担当者 (第 2 回)要保護児童対策調整機関の管理職及び準管理職
研 修 会 名	「令和 2 年度市町村要保護児童対策調整機関調整担当者意見交換会」
実施日・参加者数	R2.8.27 : 24 名
対 象 者	要保護児童対策調整機関の調整担当者、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーター(母子保健担当者)
研 修 会 名	「定例支援会議の見学研修」
実施日・参加者数	(四万十市) R2.9.17 : 18 名 / (いの町) R2.10.7 : 18 名 / (安芸市) R2.10.8 : 14 名
対 象 者	見学を希望する子ども家庭相談担当部署職員
研 修 会 名	「新任係長研修会」
実施日・参加者数	R2.7.16 : 7 名 / R2.11.26 : 2 名
対 象 者	子ども家庭相談担当部署新任係長(班長)と新任以外の希望者
研 修 会 名	「令和 2 年度市町村職員児童相談所実地研修」
実施日・参加者数	R2.9.2～R2.11.17 : 高知市 5 名
対 象 者	子ども家庭相談担当部署職員
研 修 会 名	「令和 2 年度市町村職員児童相談所(心理支援部)実地研修」
実施日・参加者数	R3.1.25～R3.2.24 : 高知市 1 名
対 象 者	心理担当支援員

（２）市町村管理ケース対応力強化への支援

各市町村へ出向き、市町村要保護児童対策地域協議会管理ケースの援助方針や調査・認定についての指導・助言を実施した。

47 回、延べ 753 ケースに対して実施

6 療育手帳判定及び情報提供等交付

知的障害児が各種の福祉サービスを受けやすくするための療育手帳判定や情報提供に関する依頼に対応した。

	療育手帳判定		情報提供等	計
	新規	確認		
中央児相	102 件	90 件	113 件	305 件
幡多児相	16 件	14 件	143 件	173 件

7 言語発達相談

言語聴覚士を招へいし、言語障害児等への言語療育相談を実施した。

	実施回数	相談件数
中央児相	44 回	187 件
幡多児相	4 回	22 件

8 知的障害者更生相談所業務

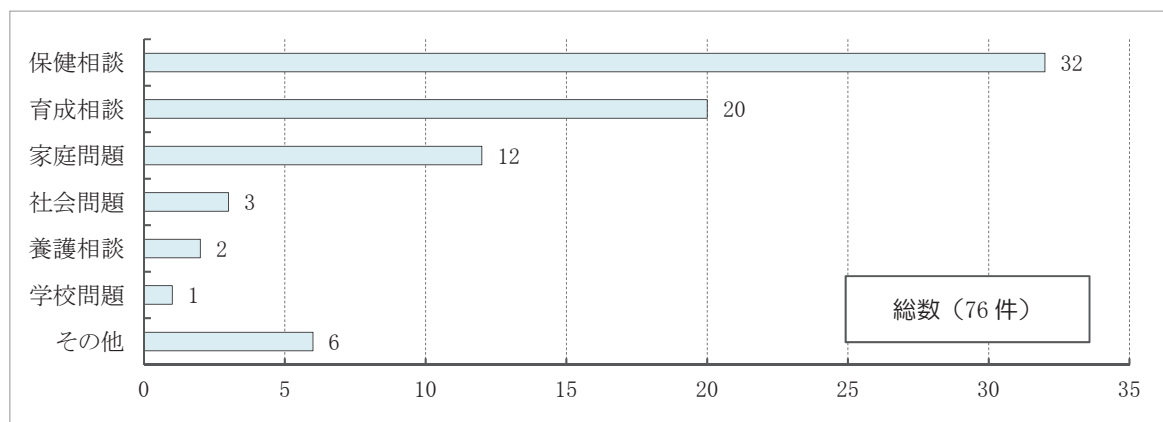
中央児童相談所職員 13 名、幡多児童相談所職員 7 名が療育福祉センター職員を兼務して、知的障害者福祉法第 12 条に基づく知的障害者更生相談所業務を行っており、知的障害者の療育手帳判定やその他の相談に対応した。

	療育手帳	情報提供依頼 (本人・家族・ 施設職員等)	情報提供依頼 (警察・職業 安定所等)	計 (延べ件数)
中央児相	76 件	91 件	55 件	222 件
幡多児相	17 件	6 件	10 件	33 件

9 家庭支援相談等業務

(1) 電話相談事業

平成 18 年度から、電話相談業務を社会福祉法人に委託し、年末年始を除く午前 9 時から午後 6 時まで、県民からの様々な相談に対応した。



(2) 休日・夜間における電話対応

平成 27 年度から、休日・夜間の電話に対応するため、電話対応専門の非常勤職員を配置し、相談体制の充実を図っている。

令和 2 年度、休日夜間に電話対応したもののうち、「虐待通告（相談）」が対前年度比 1 件増の 104 件（中央 99 件・幡多 5 件）、「子育て SOS 相談」が対前年度比 26 件増の 60 件（中央 59 件・幡多 1 件）あった。

10 各種事業

《 中央児童相談所 》

(1) 児童福祉施設等との連携

① 措置児童のサポートケア

児童福祉施設及び里親に措置している子どもの状況把握や進路確認及び施設等が作成する自立支援計画を共有するため、施設や里親家庭、ファミリーホームを訪問し子どもや職員と面談した。

実施先	実施期間	回数	対象児童数
児童養護施設	5 月～6 月	各 3 回	255 名
	9 月～10 月		258 名
	1 月～2 月		252 名
乳児院	4 月～3 月	各 1 回～3 回	25 名
里親・ファミリーホーム			71 名

② 児童養護施設職員等との研修会等

ア トラウマインフォームドケア学習会

児童養護施設等の職員を対象に、施設内で見られやすい子どもの問題行動等について、トラウマの視点に立って理解をし、どのようなケアが必要か、その支援についての学習会を開催した。

- 実施回数：9 回
- 講 師：野坂祐子氏（大阪大学大学院准教授）
児童相談所児童心理司
- 参加者数：延べ 242 名

イ 児童養護施設入所児童に対する性教育

（ア）児童養護施設入所中の児童や職員を対象に、自分の身体を知り、大切にすることの意識付けを目的として、保健師が性教育を実施した。

- 実施回数：12 回
- 参加者数：子ども延べ 57 名、施設職員延べ 51 名

（イ）児童養護施設入所中の幼児・小学生を対象に、他者との関係の取り方に意識を向け、「皆で気持ちよく生活できる」ことを目標にグループ面接を実施した。

- 実施回数：6 回（1 施設）
- 参加者数：子ども延べ 24 名、施設職員延べ 14 名
- 見学者数：施設職員延べ 6 名

ウ 乳児院・児童養護施設等看護職連絡会の開催

乳児院・児童養護施設等に配置されている看護職を対象に、日々の業務や取組等の情報共有のための連絡会を開催し、課題や対応策について協議した。

- 実施回数：2 回
- 参加者数：延べ 12 名

（２）職員の専門能力の向上

子どもを取り巻く環境は大きく変化し、養護相談及び児童虐待相談件数は増加傾向が続いている。児童家庭問題への対応は社会的課題であり、その対応については職員の資質向上や専門性が強く求められている。

児童相談所職員の専門性向上のため、所内研修を実施したほか、外部機関講師等を機能強化アドバイザーとして招き、処遇困難事例への助言・指導や専門研修を受けた。

（３）児童相談所の法的対応力の強化

弁護士との関与により法的見地から専門的な助言を受けるとともに、児童福祉法第 28 条や一時保護延長、親権停止等の審判申立てに関する法律手続き業務を依頼した。

- 週 2 回定期来所相談及び必要な場合は随時相談を実施
- 第 28 条の審判申立件数：7 件
- 親権停止の審判申立件数：0 件
- 一時保護延長の申立件数：6 件

（４）関係機関連携

関係機関との連携を強化するため、各機関との協議会を実施した。

会 議 名	実施年月日	参加者数	対象者等
令和 2 年度警察・児童相談所・検察 連絡協議会	R3.1	新型コロナウイルス感染症 予防対策のため、書面開催	児相職員、警察署員、 検察庁職員 他

（５）講演及び教育活動

① 講演活動

関係機関及び団体等からの依頼を受け、虐待対応や子育て支援について講演を実施した。

機 関 名 等	対 象 者	回 数	受講者数
保育所関係	保育士・保護者・その他	2 回	300 名
学校関係	教師・保護者・その他	2 回	51 名
一般・その他 関係機関	一般関係者	8 回	393 名
合 計		12 回	744 名

② 実習生の受入れ

社会福祉士の資格取得を目指す学生を実習生として受入れ、相談援助実習を実施した。

依 頼 元	実習生数	実施期間
高知県立大学社会福祉学部	3 名	8 日間
	3 名	24 日間
美作大学生活科学部 社会福祉学科	1 名	24 日間
合 計	7 名	56 日間

（６）一時保護児童の意見聴取事業

子どもの権利擁護と、安全・安心な環境で適切なケアを提供していくため、行政と利害関係を持たない第三者（弁護士）に委託して、一時保護児童に意見聴取を令和 3 年 1 月から実施した。

○実施回数：3 回

○聴取児童数：10 人

《 幡多児童相談所 》

（１）児童福祉施設等措置児童のサポートケア

児童福祉施設及び里親に措置している子どもの状況把握や進路確認及び施設等が作成する自立支援計画を共有するため、施設や里親家庭を訪問し子どもや職員と面談した。

	実施期間	実施先	対象児童数
第 1 回	5 月～7 月	施 設	28 名
		里 親	4 名
第 2 回	10・11 月	施 設	32 名
	12 月～2 月	里 親	3 名
第 3 回	1 月～3 月	施 設	32 名

（２）職員の専門能力の向上

児童相談所職員の専門性向上を図るため大学教授等を機能強化アドバイザーとして招き、処遇困難事例への助言・指導や専門研修を受けた。

（３）関係機関職員を対象とした研修会の開催

市町村の児童家庭相談担当部署職員及び関係機関職員を対象に研修会を実施し、その資質向上を図った。

研 修 会 名	令和２年度幡多地区市町村要保護児童対策地域協議会調整機関連絡会
実施日・参加者数	令和３年１月２５日：１５名
対 象 者	児童相談に関する機関の職員

（４）関係機関連携

検察・警察との相互理解と連携を図るため、協議会を実施した。

○令和２年度警察・児童相談所・検察庁連絡協議会 書面開催（中央児相と合同）

（５）講演活動

関係機関及び団体等からの依頼を受けて、児童虐待や子育て等についての講演を行った。

機 関 名 等	対 象 者	回 数	受講者数
学校・要保護児童対策地域協議会・その他関係機関	教職員・要保護児童対策地域協議会構成員 等	５回	７６名

（６）巡回相談

管内における児童の健全育成と福祉増進の支援のため、児童心理司が要請のあった市町村に出向き、相談支援や心理検査等を実施した。

実施個所	実施回数	相談件数
４カ所	１２回	２９件



統計資料



第 1 表	相談種類別受付状況	28
第 2 表	年齢別・相談種類別受付状況	30
第 3 表	経路別受付状況	31
第 4 表	市町村別相談対応状況	32
第 5 表	相談種類別経路	33
第 6 表	養護相談発生要因別状況	34
第 7 表	児童虐待相談対応状況	35
第 8 表	ぐ犯・触法行為等相談の主訴別状況	37
第 9 表	調査・診断及び心理療法・カウンセリングの状況	38
第10表	一時保護の状況	39
第11表	一時保護の相談種類別・学年別状況	41
第12表	相談種類別対応状況	43
第13表	里親・ファミリーホーム及び児童委託の状況	44
第14表	電話相談の状況	46
第15表	夜間・休日電話対応状況	47

第1表 相談種類別受付状況（中央児童相談所受付分）

（平成25年度～令和2年度）

相談種類別		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
中央児童相談所	養護相談	540	622	749	843	863	878	1,005	1,041
	うち虐待通告件数	262	347	465	398	404	544	614	722
	保健相談								
	障害相談	肢体不自由						4	3
		視聴覚障害							
		言語発達障害等						3	3
		重症心身障害						6	5
		知的障害					1	487	404
		発達障害（自閉症等）						20	8
	小計	0	0	0	0	0	1	520	423
	非行相談	ぐ犯行為等	76	72	46	48	39	45	30
		触法行為等	77	80	81	53	52	45	33
		小計	153	152	127	101	91	90	63
	育成相談	性格行動	70	59	74	45	46	58	57
		不登校	8	10	4	6	11	6	
		適性				1		1	2
		育児・しつけ		1	2		3	1	
		小計	78	70	80	52	60	66	59
	その他		2	1	1			6	
	計	771	846	957	997	1,014	1,016	1,687	1,586
療育福祉センター （中央児童相談所障害児部門）	養護相談	1			4	6	1		
	うち虐待通告件数								
	保健相談								
	障害相談	肢体不自由		2	2	1	2	2	
		視聴覚障害							
		言語発達障害等	94	211	137	74	36	37	
		重症心身障害	11	36	30	26	32	28	
		知的障害	862	894	1,020	489	503	485	
		発達障害（自閉症等）	315	328	369	19	15	10	
	小計	1,282	1,471	1,558	609	588	562		
	非行相談	ぐ犯行為等				1	1	1	
		触法行為等							
		小計	0	0	0	1	1	1	
	育成相談	性格行動	127	67	56	40	60	75	
		不登校					3	2	
		適性	26	9	1	3		7	
		育児・しつけ	2	3	2	3		3	
		小計	155	79	59	46	63	87	
	その他								
	計	1,438	1,550	1,617	660	658	651		

※ H31.4.1障害児部門が療育福祉センターから中央児童相談所に移管された。

第1表 相談種類別受付状況（幡多児童相談所受付分／合計）

（平成25年度～令和2年度）

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
幡多児童相談所	養護相談	63	73	86	71	76	98	122	123
	うち虐待通告件数	26	36	50	19	49	51	83	77
	保健相談	9	6	8		3	1		
	障害相談	肢体不自由				2			
		視聴覚障害	2						
		言語発達障害等	41	28	40	19	13	16	21
		重症心身障害	4	2	1	2	1	2	1
		知的障害	163	188	164	75	66	66	65
		発達障害（自閉症等）	71	82	76	27	26	23	23
		小計	281	300	281	123	108	107	110
	非行相談	ぐ犯行為等	11	10	7	3	2	4	6
		触法行為等	5	5	4	1	1	1	1
		小計	16	15	11	4	3	5	7
	育成相談	性格行動	53	40	55	71	59	84	66
		不登校	8	6	11	2	11	4	4
		適性	5	3	1	1			
		育児・しつけ							1
		小計	66	49	67	74	70	88	71
	その他	3	6		2	11	8	9	
	計	438	449	453	274	271	324	331	311
計	養護相談	604	695	835	918	945	977	1,127	1,164
	うち虐待通告件数	288	383	515	417	453	595	697	799
	保健相談	9	6	8	0	3	1	0	0
	障害相談	肢体不自由	0	2	2	1	4	4	3
		視聴覚障害	2	0	0	0	0	0	0
		言語発達障害等	135	239	177	93	49	19	24
		重症心身障害	15	38	31	28	33	8	6
		知的障害	1,025	1,082	1,184	564	569	553	469
		発達障害（自閉症等）	386	410	445	46	41	43	31
		小計	1,563	1,771	1,839	732	696	627	533
	非行相談	ぐ犯行為等	87	82	53	52	42	49	36
		触法行為等	82	85	85	54	53	46	34
		小計	169	167	138	106	95	95	70
	育成相談	性格行動	250	166	185	156	165	142	123
		不登校	16	16	15	8	25	10	4
		適性	31	12	2	5	0	1	2
		育児・しつけ	2	4	4	3	3	1	1
		小計	299	198	206	172	193	154	130
	その他	3	8	1	3	11	8	15	0
	計	2,647	2,845	3,027	1,931	1,943	1,991	2,018	1,897

※ H26年度より自閉症等相談が発達障害相談へ変更される。

第2表 年齢別・相談種類別受付状況

(令和2年度 福祉行政報告例)

年 齢 別	養護相談			保 健 相 談		障 害 相 談								非 行 相 談				育 成 相 談						そ の 他 の 相 談				計							
	児 童 虐 待 相 談			そ の 他 の 相 談			肢 体 不 自 由 相 談		視 聴 覚 障 害 相 談		言 語 発 達 障 害 等 相 談		重 症 心 身 障 害 相 談		知 的 障 害 相 談		発 達 障 害 相 談		ぐ 犯 行 為 等 相 談		触 法 行 為 等 相 談		性 格 行 動 相 談		不 登 校 相 談		適 性 相 談					育 児 ・ し つ け 相 談			
	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央					幡 多	中 央	幡 多	中 央
0 歳	41	2	31	4								1	1																				73	7	80
1 歳	32	3	47	5																													79	9	88
2 歳	41	2	44	5							1																						87	16	103
3 歳	42	1	44	4						1	2	1																					101	24	125
4 歳	34		29	8						1																							84	19	103
5 歳	32	1	30	6							5																						100	28	128
6 歳	31	2	21	9							1																						78	18	96
7 歳	33	2	24	3																													81	11	92
8 歳	34	2	23	7																													78	22	100
9 歳	33	3	21	6																													75	15	90
10 歳	25	1	23	3																													79	15	94
11 歳	32	3	22	7							1																						99	23	122
12 歳	38		20	2																													89	9	98
13 歳	23	4	20	6							1	3																					89	20	109
14 歳	22	3	15	3								3																					91	22	113
15 歳	19	1	25	4									1																				82	11	93
16 歳	16		12	3	2								1																				97	10	107
17 歳	15	2	30	6									1																				101	32	133
18歳以上																																	14	0	14
不明																																	9	0	9
計	543	32	498	91	0	0	0	0	3	21	5	1	404	65	8	23	30	6	33	1	57	66	0	4	2	0	0	1	0	0	1,586	311	1,897		

第3表 経路別受付状況

(平成26年度～令和2年度)

所 別	年 度 別	県 機 関	市町村機関			児 童 福 祉 施 設 等	警察からの 通告		家裁からの 送致		医 療 機 関	保 健 所	支 援 セ ン タ ー 家 庭	学 校 等	里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
			福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他		14 歳 未 満	14 歳 以 上 18 歳 未 満	14 歳 未 満	14 歳 以 上 18 歳 未 満											
中央児童相談所	H26	(767) 10	(369) 59	4	(1) 7	(2) 65	(1) 86	33	0	9	(50) 26	(22) 0	3	(26) 103	3	0	(309) 223	117	8	(3) 90	(1,550) 846
	H27	(834) 10	(445) 92	13	(3) 6	(2) 86	(5) 107	40	0	4	(19) 16	(10) 4	3	(3) 103	1	0	(296) 211	119	10	132	(1,617) 957
	H28	(7) 7	(378) 109	5	15	(3) 89	(3) 137	34	2	1	(25) 15	(23) 5	0	(8) 111	(1) 10	4	(212) 203	140	10	100	(660) 997
	H29	(24) 8	(384) 115	6	8	(1) 95	(2) 128	(2) 27	1	4	(23) 18	4	5	(17) 123	8	4	(196) 286	92	3	(9) 79	(658) 1,014
	H30	(10) 5	(378) 21	8	56	57	(1) 205	38	0	0	(22) 27	0	1	(7) 106	14	2	(233) 234	115	3	124	(651) 1,016
	R1	23	380	9	55	68	221	67	4	3	25	8	2	143	10	0	404	153	10	102	1,687
	R2	21	284	22	110	63	310	69	0	1	16	1	4	84	11	1	277	156	7	149	1,586
	比率	1.3%	17.9%	1.4%	6.9%	4.0%	19.5%	4.3%	0.0%	0.1%	1.0%	0.1%	0.3%	5.3%	0.7%	0.1%	17.5%	9.8%	0.4%	9.4%	100.0%
幡多児童相談所	H26	148	53	8	27	11	10	4	0	0	12	24	0	19	0	0	109	12	1	11	449
	H27	145	63	8	24	9	12	2	0	1	12	28	2	8	1	0	113	16	0	9	453
	H28	9	49	3	26	4	6	1	1	0	10	24	1	15	0	0	107	5	4	9	274
	H29	4	42	0	16	13	7	0	0	0	10	5	1	21	1	0	132	9	1	9	271
	H30	2	67	0	31	16	19	3	0	0	19	13	1	15	1	0	112	11	3	11	324
	R1	3	55	0	40	15	22	3	0	0	11	13	0	11	0	0	125	22	0	11	331
	R2	3	35	3	23	10	34	5	0	0	9	18	0	33	2	0	97	23	1	15	311
	比率	1.0%	11.3%	1.0%	7.4%	3.2%	10.9%	1.6%	0.0%	0.0%	2.9%	5.8%	0.0%	10.6%	0.6%	0.0%	31.2%	7.4%	0.3%	4.8%	100.0%
計	H26	(767) 158	(369) 112	12	(1) 34	(2) 76	(1) 96	37	0	9	(50) 38	(22) 24	3	(26) 122	3	0	(309) 332	129	9	101	(1,550) 1,295
	H27	(834) 155	(445) 155	21	(3) 30	(2) 95	(5) 119	42	0	5	(19) 28	(10) 32	5	(3) 111	2	0	(296) 324	135	10	141	(1,617) 1,410
	H28	(7) 16	(378) 158	8	41	(3) 93	(3) 143	35	3	1	(25) 25	(23) 29	1	(8) 126	(1) 10	4	(212) 310	145	14	109	(660) 1,271
	H29	(24) 12	(384) 157	6	24	(1) 108	(2) 135	(2) 27	1	4	(23) 28	9	6	(17) 144	9	4	(196) 418	101	4	88	(658) 1,285
	H30	(10) 7	(378) 88	8	87	73	(1) 224	41	0	0	(22) 46	13	2	(7) 121	15	2	(233) 346	126	6	135	(651) 1,340
	R1	26	435	9	95	83	243	70	4	3	36	21	2	154	10	0	529	175	10	113	2,018
	R2	24	319	25	133	73	344	74	0	1	25	19	4	117	13	1	374	179	8	164	1,897
	比率	1.3%	16.8%	1.3%	7.0%	3.9%	18.1%	3.9%	0.0%	0.1%	1.3%	1.0%	0.2%	6.2%	0.7%	0.1%	19.7%	9.4%	0.4%	8.6%	100.0%

※（ ）は、療育福祉センター受付分。

※ H31.4.1障害児部門が療育福祉センターから中央児童相談所へ移管された。

第4表 市町村別相談対応状況

(令和元年度・令和2年度)

所 別	福祉保健所別 ・ 市町村別		令和元年度						令和2年度						
			養 護 相 談	（虐 待 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	そ保 の健 他・ の障 害 相 害 談・	計	養 護 相 談	（虐 待 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	そ保 の健 他・ の障 害 相 害 談・	計	
中 央 児 童 相 談 所	高知市		381	244	63	42	326	1,056	326	288	33	39	269	955	
	室戸市		13				4	17	6	3	1		4	14	
	安芸市		9	9	3	1	4	26	8	16	3	1	8	36	
	香南市		19	13	5	1	27	65	23	27	6	5	21	82	
	香美市		10	6		2	21	39	9	8	1	2	14	34	
	南国市		54	38	6	9	33	140	29	73	7	7	23	139	
	土佐市		18	33	1	1	10	63	23	48	1		20	92	
	須崎市		14	18	2		12	46	21	19	3	1	10	54	
	安 芸	東洋町		1				1	2		3			1	4
		奈半利町		1				5	6	2			1	2	5
		田野町		1	1	1		2	5					1	1
		安田町							0		1		1	1	3
		北川村							0					1	1
		馬路村		3			1	1	5						0
		芸西村		1	3			8	12	5	4				9
	中 央 東	本山町		2	9		1	1	13	2	6			2	10
		大豊町						1	1					2	2
		土佐町		2	2	1		3	8	2				3	5
		大川村							0						0
	中 央 西	仁淀川町					1	3	4		4			3	7
		いの町		11	13	6	3	27	60	10	11	1		13	35
		佐川町		14			3	14	31	5	10		1	9	25
		越知町		3	4	1		2	10	1	6	3		1	11
		日高村		5	3			3	11	6	10				16
	須 崎	中土佐町		2	1			5	8	1	7		1	5	14
		四万十町						1	1						0
		津野町		4	8	1		3	16	5	1	1		6	13
		梶原町		12	1				13		4			2	6
	県外等			10		2		8	20	9	1	2	1	2	15
	不明			4				1	5	2					2
	計			594	406	92	65	526	1,683	495	550	62	60	423	1,590
幡 多 児 童 相 談 所	四万十市		27	18	1	23	44	113	20	14	3	19	53	109	
	宿毛市		17	11	1	18	24	71	22	7	2	16	23	70	
	土佐清水市		11	1	2	14	14	42	13	1	1	9	13	37	
	須崎四万十町		9	12	1	11	12	45	10	8	1	8	4	31	
	幡 多	黒潮町		4	8		18	15	45	22			18	12	52
		大月町		2	2		2	4	10	4	3			2	9
		三原村					2	1	3				1	2	3
	高知市						1	1						0	
	香美市							0					1	1	
	県外						1	1						0	
	不明							0						0	
	計			70	52	5	88	116	331	91	33	7	71	110	312
合計			664	458	97	153	642	2,014	586	583	69	131	533	1,902	

第5表 相談種類別経路

(令和2年度)

		都道府県				市町村				児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所 医療機関		学校等			里親	(児童 を介含 む)員	家族・親戚	隣・知人	児童本人	その他	計
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関				保健所	医療機関	幼稚園	小学校	教育委員会							
虐待 (通告)	中央				7	13			39	3			1	309		10	1	13	9				38	155	5	119	722
	幡多				1	2			9					29		1		4	5				2	23	1		77
	計	0	0	0	8	15	0	0	48	3	0	0	1	338	0	0	11	1	17	14	0	0	40	178	6	119	799
虐待 (認定)	中央				5	13			37	3			1	303		5		9	8				19	41	4	102	550
	幡多				1	1			8					17				3						3			33
	計	0	0	0	6	14	0	0	45	3	0	0	1	320	0	0	5	0	12	8	0	0	19	44	4	102	583
養護	中央	3			13	28			8	12	42		4	339		15	1	40	31	9	1	132	156	7	123	1,041	
	幡多				1	3			10	4	1			38		1		11	9	2		17	23	1	2	123	
	計	3	0	0	14	31	0	0	87	16	43	0	4	377	0	0	16	1	51	40	11	1	149	179	8	125	1,164
非行	中央										2			36	1			7		1	16						63
	幡多	1									2			1				1			1				1	7	
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	37	1	0	0	0	8	0	1	0	17	0	0	1	70

※養護については、虐待を含む件数を計上。

第6表 養護相談発生要因別状況

(平成23年度～令和2年度 福祉行政報告例)

所 別	年 度 別	家 出 ・ 失 踪	死 亡	離 婚	傷 病 ・ 入 院	家 族 環 境		そ の 他	計
						虐 待	そ の 他		
中央児童相談所	H23	4	1		17	111	241	139	513
	H24	2	1	1	10	137	250	102	503
	H25	3	3		18	165	269	88	546
	H26			1	9	215	308	89	622
	H27	1		1	17	359	255	114	747
	H28	1	1		18	293	345	206	864
	H29	4	2		10	296	405	170	887
	H30		4	1	5	393	275	192	870
	R1		2		13	409	340	239	1,003
	R2	2	1		12	557	278	214	1,064
	比率	0.2%	0.1%	0.0%	1.1%	52.4%	26.1%	20.1%	100.0%
幡多児童相談所	H23			2		5	32	4	43
	H24	2				16	42	1	61
	H25				2	16	44		62
	H26		1			27	51		79
	H27		1		2	31	55		89
	H28				1	11	59		71
	H29					36	42		78
	H30		1			29	67		97
	R1					52	71		123
	R2		1			36	75	15	127
	比率	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	28.3%	59.1%	11.8%	100.0%
計	H23	4	1	2	17	116	273	143	556
	H24	4	1	1	10	153	292	103	564
	H25	3	3	0	20	181	313	88	608
	H26	0	1	1	9	242	359	89	701
	H27	1	1	1	19	390	310	114	836
	H28	1	1	0	19	304	404	206	935
	H29	4	2	0	10	332	447	170	965
	H30	0	5	1	5	422	342	192	967
	R1	0	2	0	13	461	411	239	1,126
	R2	2	2	0	12	593	353	229	1,191
	比率	0.2%	0.2%	0.0%	1.0%	49.8%	29.6%	19.2%	100.0%

※ 1ケースに対して複数の対応あり。第12表と同数となるよう計上。

※療育福祉センター受付の養護相談件数： H24 4件（家族環境その他3件、その他1件）、H25 1件（家族環境その他）
H28 4件（その他4件）、H29 6件（死亡1件、離婚1件、傷病1件、家族環境
その他2件、その他1件）、H30 1件（家族環境その他）

第7表 児童虐待相談対応状況

1 虐待に関する相談対応件数の推移

所別	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
中央	139	168	145	126	111	137	165	212	349	280	291	391	406	550
幡多	19	16	10	16	5	16	16	23	30	11	35	29	52	33
計	(279) 158	(302) 184	(270) 155	(312) 142	(282) 116	(299) 153	(288) 181	(383) 235	(515) 379	(417) 291	(453) 326	(595) 420	(697) 458	(799) 583

※（ ）は、児童虐待相談（通告）件数です。

2 虐待の経路別相談対応件数

年度	所別	総数	県機関	市 町 村 機 関				児童福祉施設等	医療機関	警察	学校等	家族親戚	近隣知人	その他
				福祉事務所	児童委員	保健センター	その他							
H30	中央	391	4	16			11	1	8	196	37	9	17	92
	幡多	29		4			2		1	14	3			5
	計	420	4	20	0	0	13	1	9	210	40	9	17	97
	比率	100.0%	1.0%	4.8%	0.0%	0.0%	3.1%	0.2%	2.1%	50.0%	9.5%	2.1%	4.1%	23.1%
R1	中央	406	3	8		7	22	1	11	202	41	13	42	56
	幡多	52		6			12	1		10	4	1	7	11
	計	458	3	14	0	7	34	2	11	212	45	14	49	67
	比率	100.0%	0.7%	3.1%	0.0%	1.5%	7.4%	0.4%	2.4%	46.3%	9.8%	3.1%	10.7%	14.6%
R2	中央	550	5	13			37	3	5	303	17	19	41	107
	幡多	33	1	1			8			17	3		3	
	計	583	6	14	0	0	45	3	5	320	20	19	44	107
	比率	100.0%	1.0%	2.4%	0.0%	0.0%	7.7%	0.5%	0.9%	54.9%	3.4%	3.3%	7.5%	18.4%

3 主たる虐待者

（福祉行政報告例）

年度	所別	総数	父		母		その他 （両親、内縁 祖父母等）
			実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	
H30	中央	391	112	12	93		174
	幡多	29	18	4	6		1
	計	420	130	16	99	0	175
	比率	100.0%	30.9%	3.8%	23.6%	0.0%	41.7%
R1	中央	406	78	10	115	2	201
	幡多	52	25	7	10		10
	計	458	103	17	125	2	211
	比率	100.0%	22.5%	3.7%	27.3%	0.4%	46.1%
R2	中央	550	100	23	146		281
	幡多	33	5	3	16		9
	計	583	105	26	162	0	290
	比率	100.0%	18.0%	4.5%	27.8%	0.0%	49.7%

4 主たる虐待者の年齢層

（R2年度）

年齢層	父		母		その他		計
	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	
10歳代	1		2	1			4
20歳代	67	5	94	4	5		175
30歳代	158	6	190	7	1	3	365
40歳代	129	2	102	11	2		246
50歳代	28		21	1	7		57
60歳代	6				5	1	12
70歳代					1		1
不 明	1		2				3
計	390	13	411	24	21	4	863

※両親は性別によりそれぞれに計上。

5 被虐待者の年齢・相談種類別

年度	被虐待者の年齢	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		初以外		計
		中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	
H30	0～3歳未満	6	2			69	4	32	1	114
	3歳～学齢前児童	9				54	5	9	2	79
	小学生	26	2	2		77	5	19	1	132
	中学生	14	1			38	3	6	1	63
	高校生その他	6		1		17	1	6	1	32
	計	61	5	3	0	255	18	72	6	420
	合計	66		3		273		78		420
	比率	15.7%		0.7%		65.0%		18.6%		100.0%
R1	0～3歳未満	6		1		40	7	38		92
	3歳～学齢前児童	9	3	1		53	3	33	1	103
	小学生	33	4	1		64	17	32	4	155
	中学生	18		1		37	4	9	2	71
	高校生その他	13	1	1		13	3	3	3	37
	計	79	8	5	0	207	34	115	10	458
	合計	87		5		241		125		458
	比率	19.0%		1.1%		52.6%		27.3%		100.0%
R2	0～3歳未満	5	1			92	6	19		123
	3歳～学齢前児童	22	1			84	1	15	1	124
	小学生	54	5			112	5	36	3	215
	中学生	27		5		34	5	8	2	81
	高校生その他	17	1	2		16		2	2	40
	計	125	8	7	0	338	17	80	8	583
	合計	133		7		355		88		583
	比率	22.8%		1.2%		60.9%		15.1%		100.0%

6 被虐待者の年齢別・性別 (R2年度)

年齢別	中央		幡多		男女別計		計
	男	女	男	女	男	女	
0歳	30	11	1	1	31	12	43
1歳	17	18	1	2	18	20	38
2歳	18	22	1	1	19	23	42
3歳	24	18	1		25	18	43
4歳	18	17			18	17	35
5歳	11	21	1		12	21	33
6歳	17	14		2	17	16	33
7歳	12	21	1	1	13	22	35
8歳	14	21		2	14	23	37
9歳	16	18	3	1	19	19	38
10歳	13	12		1	13	13	26
11歳	17	18	1	2	18	20	38
12歳	15	22			15	22	37
13歳	10	13	2	2	12	15	27
14歳	8	15	1	2	9	17	26
15歳	7	12		1	7	13	20
16歳	4	11			4	11	15
17歳	7	8	2		9	8	17
18歳以上					0	0	0
計	258	292	15	18	273	310	583

第8表 ぐ犯・触法行為等相談の主訴別状況

(平成23年度～令和2年度)

所 別	年 度 別	窃 盗	恐 喝 ・ 強 盗	暴 行	傷 害	放 火 ・ ろ う 火	わ い せ つ	喫 煙 物 ・ 乱 飲 酒 用	金 銭 持 出	粗 暴	虚 言 ・ 反 抗	不 純 異 性 交 遊	家 出 ・ 怠 学	施 設 無 断 外 出	そ の 他	計
中央児童相談所	H23	82	2	16	16	6	13	2	5	2	3	2	44	1	19	213
	H24	75	2	10	8	4	8	3	4	7		2	39	1	25	188
	H25	50	2	6	10	3	10	1	6	6	5	2	38		14	153
	H26	50	1	5	16	4	8	1	8	4	3	1	38		13	152
	H27	53	1	7	1	2	8		3	3		4	26		19	127
	H28	36		12	2	1	7	1	9	2		3	20	1	7	101
	H29	39		5	2	2	8		10	4	1	4	14		2	91
	H30	37	1	3	2	1	8	1	3	1	5	4	7	3	1	77
	R1	36		6	3		9		8	2	1	5	9	1	10	90
	R2	22	1	3	2	1	10		2		1	1	10	1	9	63
	比率	34.9%	1.6%	4.8%	3.2%	1.6%	15.8%		3.2%		1.6%	1.6%	15.8%	1.6%	14.3%	100.0%
幡多児童相談所	H23	10		1			1		2				2			16
	H24	8		1				2					2	1	1	15
	H25	4		4		2		1					4	1		16
	H26	4		2		2			1	1		1	4			15
	H27	4					1		2				3	1		11
	H28	1		1											2	4
	H29	1											2			3
	H30	2		1			2						2			7
	R1	2					2			1						5
	R2	2					5									7
	比率	28.6%					71.4%									100.0%
計	H23	92	2	17	16	6	14	2	7	2	3	2	46	1	19	229
	H24	83	2	11	8	4	8	5	4	7	0	2	41	2	26	203
	H25	54	2	10	10	5	10	2	6	6	5	2	42	1	14	169
	H26	54	1	7	16	6	8	1	9	5	3	2	42	0	13	167
	H27	57	1	7	1	2	9	0	5	3	0	4	29	1	19	138
	H28	37	0	13	2	1	7	1	9	2	0	3	20	1	9	105
	H29	40	0	5	2	2	8	0	10	4	1	4	16	0	2	94
	H30	39	1	4	2	1	10	1	3	1	5	4	9	3	1	84
	R1	38	0	6	3	0	11	0	8	3	1	5	9	1	10	95
	R2	24	1	3	2	1	15	0	2	0	1	1	10	1	9	70
	比率	34.3%	1.4%	4.3%	2.9%	1.4%	21.4%	0.0%	2.9%	0.0%	1.4%	1.4%	14.3%	1.4%	12.9%	100.0%

※療育福祉センター受付の非行相談件数：H28 1件（わいせつ）、H29 1件（窃盗）
H30 1件（自家金持出）

第9表 調査・診断及び心理療法・カウンセリングの状況

(令和2年度 福祉行政報告例)

所 別	対 象 者	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学診断指導			心 理 診 断 指 導					そ の 他 の 診 断 指 導	心理療法・カウンセリング等			
			診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導		医 師	児 童 心 理 司	児 童 福 祉 司	そ の 他 の 所 員
中央児童相談所	児 童	3,449	21	1	8	321	194	59	136	817	8		217	322	
	(再掲) 児童虐待	1,921	11		1	56	41	28	92	314	5		79	204	
	保 護 者	8,896				13	94	1	4	113	4		14	238	
	(再掲) 児童虐待	5,587				2			1	27	2		2	160	
	そ の 他	18,812	5	1	4	6	18		6	204	6		19	347	
	(再掲) 児童虐待	11,982	1		1	5	6		4	58	3		7	215	
	計	31,157	26	2	12	340	306	60	146	1,134	18	0	250	907	0
	(再掲) 児童虐待	19,490	12	0	2	63	47	28	97	399	10	0	88	579	0
幡多児童相談所	児 童	675	9			76	92	9	21	47		1	2	1	
	(再掲) 児童虐待	335	2			8	1	7	18	14			1	1	
	保 護 者	1,592	1			7	14			42			12	1	
	(再掲) 児童虐待	605													
	そ の 他	4,680	3			1	1			29				1	
	(再掲) 児童虐待	2,326													
	計	6,947	13	0	0	84	107	9	21	118	0	1	14	3	0
	(再掲) 児童虐待	3,266	2	0	0	8	1	7	18	14	0	0	1	1	0
計	児童・保護者・その他	38,104	39	2	12	424	413	69	167	1,252	18	1	264	910	0
	(再掲) 児童虐待	22,756	14	0	2	71	48	35	115	413	10	0	89	580	0
	児童・保護者・その他		53			2,325						1,175			
	(再掲) 児童虐待		16			682						669			

第10表 一時保護の状況（合計）

（令和2年度）

相談種類別		所別	継前 続保年 護分度	本 年度 受 付	対 応 状 況 等								
					施 設 入 所	里 親 委 託	他 機 関 移 送	帰 宅	そ の 他	継年 続度 保末	計	延 日 数	平 均 日 数
養 護	虐 待	中央	22	185	31	5	1	125	31	14	207	7,263	35.1
		幡多	1	7	1			7			8	180	22.5
	そ の 他	中央	11	114	12	4	3	66	25	15	125	2,691	21.5
		幡多		16	1	1		12	2		16	220	13.8
非 行		中央	1	15	1			8	5	2	16	297	18.6
		幡多									0		
育 成		中央	2	14	5			3	7	1	16	651	40.7
		幡多		3				1	2		3	40	13.3
障 害 ・ 保 健 そ の 他		中央									0		
		幡多									0		
計		中央	36	328	49	9	4	202	68	32	364	10,902	30.0
		幡多	1	26	2	1	0	20	4	0	27	440	16.3
		計	37	354	51	10	4	222	72	32	391	11,342	29.0
一 日 平 均 在 籍 人 員		中央	29.87		幡多	1.21							

第10表 一時保護の状況（一時保護所／一時保護委託）

（令和2年度）

（一時保護所）

相談種類別		所別	継前 続保年 護分度	本 年度 受付	対 応 状 況 等								
					施設 入所	里親 委託	他機 関移送	帰 宅	そ の 他	継年 続度 保 護末	計	延 日 数	平 均 日 数
養 護	虐 待	中央	13	123	16	3	1	93	15	8	136	4,375	32.2
		幡多									0		
	そ の 他	中央	6	44	6		3	28	5	8	50	1,375	27.5
		幡多		1					1		1	3	3.0
非 行		中央	1	11	1			6	3	2	12	283	23.6
		幡多									0		
育 成		中央	1	11	2			3	6	1	12	458	38.2
		幡多		1					1		1	6	6.0
障 害 ・ 保 健 そ の 他		中央									0		
		幡多									0		
計		中央	21	189	25	3	4	130	29	19	210	6,491	31.0
		幡多	0	2	0	0	0	0	2	0	2	9	4.5
		計	21	191	25	3	4	130	31	19	212	6,500	30.7
一 日 平 均 在 籍 人 員		中央	17.8		幡多	0.02							

（一時保護委託）

相談種類別		所別	継前 続保年 護分度	本 年度 受付	対 応 状 況 等								
					施設 入所	里親 委託	他機 関移送	帰 宅	そ の 他	継年 続度 保 護末	計	延 日 数	平均 日 数
養 護	虐 待	中央	9	62	15	2		32	16	6	71	2,888	40.7
		幡多	1	7	1			7			8	180	22.5
	そ の 他	中央	5	70	6	4		38	20	7	75	1,316	17.5
		幡多		15	1	1		12	1		15	217	14.5
非 行		中央		4				2	2		4	14	3.5
		幡多									0		
育 成		中央	1	3	3				1		4	193	48.3
		幡多		2				1	1		2	34	17.0
障 害 ・ 保 健 そ の 他		中央									0		
		幡多									0		
計		中央	15	139	24	6	0	72	39	13	154	4,411	28.6
		幡多	1	24	2	1	0	20	2	0	25	431	17.2
		計	16	163	26	7	0	92	41	13	179	4,842	27.1
一 日 平 均 在 籍 人 員		中央	12.1		幡多	1.18							

第11表 一時保護の相談種類別・学年別状況（一時保護所）

（令和2年度）

中央児童相談所	入所理由 学年別		養		護		ぐ犯・触法		育 成		そ の 他		計		
			虐 待		その他										
	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数			
乳 幼 児			41	1,281	13	445							54	1,726	
小 学 生			小 1	10	283	3	117							13	400
			小 2	5	353	2	11			1	49			8	413
			小 3	10	547	3	127			2	133			15	807
			小 4	12	577	4	89	2	72					18	738
			小 5	8	290	4	181			3	121			15	592
			小 6	12	289	4	181	1	55	2	24			19	549
			小 計	57	2,339	20	706	3	127	8	327	0	0	88	3,499
中 学 生			中 1	7	263	2	0			1	23			10	286
			中 2	9	134	3	99	3	106	3	108			18	447
			中 3	10	206	5	92	1	23					16	321
			小 計	26	603	10	191	4	129	4	131	0	0	44	1,054
そ の 他			12	152	7	33	5	27					24	212	
計			136	4,375	50	1,375	12	283	12	458	0	0	210	6,491	

幡 多 児 童 相 談 所	入所理由		養 護				ぐ犯・触法		育 成		そ の 他		計	
			虐 待		その他									
			学年別		延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数
	乳 幼 児												0	0
小 学 生		小 1											0	0
		小 2											0	0
		小 3											0	0
		小 4							1	6			1	6
		小 5											0	0
		小 6											0	0
		小 計	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	1	6
中 学 生		中 1											0	0
		中 2											0	0
		中 3											0	0
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他				1	3							1	3	
計		0	0	1	3	0	0	1	6	0	0	2	9	

第11表 一時保護の相談種類別・学年別状況（一時保護委託）

（令和2年度）

入所理由	養 護				ぐ犯・触法		育 成		そ の 他		計	
	虐 待		その他									
	学年別	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数
乳 幼 児	51	1,822	58	973							109	2,795
小 学 生	小 1	3	139	2	104						5	243
	小 2	2	135					1	47		3	182
	小 3	2	14					1	2		3	16
	小 4			5	100						5	100
	小 5	2	36	3	73			1	128		6	237
	小 6	1	243	1	11						2	254
	小 計	10	567	11	288	0	0	3	177	0	0	24
中 学 生	中 1	3	184								3	184
	中 2	2	166	1	20	1	1				4	187
	中 3	1	14	1	1						2	15
	小 計	6	364	2	21	1	1	0	0	0	0	9
そ の 他	4	135	4	34	3	13	1	16			12	198
計	71	2,888	75	1,316	4	14	4	193	0	0	154	4,411

幡 多 児 童 相 談 所	入所理由		養 護				ぐ犯・触法		育 成		そ の 他		計	
			虐 待		その他									
	学年別		延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数
	乳 幼 児		2	23	3	70							5	93
小 学 生	小 1			1	15							1	15	
	小 2			2	16							2	16	
	小 3	2	62	1	15							3	77	
	小 4			2	26							2	26	
	小 5			1	15							1	15	
	小 6											0	0	
	小 計	2	62	7	87	0	0	0	0	0	0	9	149	
中 学 生	中 1	2	65									2	65	
	中 2	2	30	2	19			1	14			5	63	
	中 3			2	32							2	32	
	小 計	4	95	4	51	0	0	1	14	0	0	9	160	
そ の 他				1	9			1	20			2	29	
計		8	180	15	217	0	0	2	34	0	0	25	431	

第12表 相談種類別対応状況（中央児童相談所／幡多児童相談所）

（令和2年度 福祉行政報告例）

		対 応 状 況												未 対 応 件 数 （ 年 度 末 現 在 ）						
		面 接 指 導						所 属 状 況												
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ つ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	指 導 ・ 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 制 約	児 童 福 祉 施 設 入 所	児 童 福 祉 施 設 通 所			指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	（ 法 第 27 条 第 1 項 第 4 号 ） 家 庭 裁 判 所 送 致	障 害 者 施 設 等 の 利 用 契 約	そ の 他
養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	
		341	104	28	9	1	56	3												
保 健 相 談	そ の 他 の 養 護 相 談	221	26	112	44	9	2	18												
	肢 体 不 自 由 相 談																			
障 害 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談																			
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	1	21																	
	重 症 心 身 障 害 相 談	1																		
	知 的 障 害 相 談	299	63																	
	発 達 障 害 相 談	1	23																	
非 行 相 談	く 犯 行 為 等 相 談	3	24	6	2															
	触 法 行 為 等 相 談	6	22	1	1															
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	19	61	28	5	1														
	不 登 校 相 談		2																	
	適 性 相 談	1																		
	育 児 ・ し つ け 相 談																			
そ の 他 の 相 談																				
計		893	196	290	88	22	3	74	3	0	0	6	0	0	16	1	0	0	0	32
比	率	56.60%	19.65%		19.65%	1.30%	4.00%													100.00%

※1つのケースに複数の対応あり。

第13表 里親・ファミリーホーム及び児童委託の状況

(令和3年4月1日現在)

○ 養育里親

市 町 村 別	登録里親数	児童を委託 している 里 親 数	委託している 児 童 数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
				0歳～ 1歳未満	1歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 以 上
高 知 市	23	9	11		7	2	2	
室 戸 市	1	1	1					1
安 芸 市	1	1	2			1		1
香 南 市	5	2	2		1	1		
香 美 市	5	2	4		1	3		
南 国 市	8	2	4		1	1	2	
土 佐 市	1							
須 崎 市	2	1	1				1	
奈 半 利 町	1							
安 田 町	1							
馬 路 村	2							
本 山 町	2	1	1		1			
土 佐 町	1	1	1					1
い の 町	5	1	1					1
佐 川 町	1	1	1				1	
梶 原 町	1	1	1					1
四 万 十 市	3							
土佐清水市	1	1	1				1	
四 万 十 町	1							
大 月 町	1							
計	66	24	31	0	11	8	7	5

※登録里親数にはファミリーホームを含む

※専門里親：高知市2名、安芸市1名

○ 養子縁組里親

市 町 村 別	登録里親数	児童を委託 している 里 親 数	委託している 児 童 数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
				0歳～ 1歳未満	1歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 以 上
高 知 市	9							
安 芸 市	1							
香 南 市	2							
南 国 市	1							
奈 半 利 町	1							
馬 路 村	1							
本 山 町	1							
い の 町	1							
黒 潮 町	1							
計	18	0	0	0	0	0	0	0

※養育里親と養子縁組里親の両方に登録している里親：11組

第13表 里親・ファミリーホーム及び児童委託の状況

(令和3年4月1日現在)

○ 親族里親

	市 町 村 別	登録里親数	児童を委託 している 里 親 数	委託している 児 童 数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
					0歳～ 1歳未満	1歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 以 上
親 族 里 親	高 知 市	2	2	2				2	
	安 芸 市	1	1	1			1		
	香 南 市	2	2	2		1	1		
	香 美 市	3	3	6		1	2	1	2
	南 国 市	3	3	3				1	2
	土 佐 市	2	2	4		1	2		1
	須 崎 市	4	4	5			4		1
	安 田 町	1	1	1				1	
	い の 町	1	1	2				1	1
	土 佐 町	1	1	1					1
	佐 川 町	1	1	3				1	2
	中 土 佐 町	1	1	1				1	
	宿 毛 市	1	1	1					1
	四 万 十 町	1	1	1					1
	計	24	24	33	0	3	10	8	12

○ファミリーホーム

市 町 村 別	事業者数	児童を委託 している 事 業 者 数	委託している 児 童 数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
				0歳～ 1歳未満	1歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 以 上
高 知 市	1	1	5			1	2	2
安 芸 市	1	1	2			1		1
四 万 十 市	1	1	1					1
本 山 町	1	1	4			2	1	1
計	4	4	12	0	0	4	3	5

第14表 電話相談の状況

(令和元年度・令和2年度)

注) 平成18年度から、電話相談業務を社会福祉法人に委託。

●相談内容

		R1	R2
養	護 相 談	5	2
保	健 相 談	6	32
障	害 相 談	1	
非	行 相 談	1	
育 成 相 談	性 格 行 動	2	5
	不 登 校		2
	適 性		
	し つ け	26	13
	そ の 他		
	小 計	28	20
家	庭 問 題 相 談	8	12
学	校 問 題 相 談		1
社 会 問 題	い じ め 相 談	5	2
	性 的 被 害	1	
	異 性 関 係		
	社 会 関 係	2	1
	小 計	8	3
そ の 他 の 相 談		2	6
計		59	76

●相談対象者年齢別

	R1	R2
乳 幼 児	6	14
小 学 生	11	11
中 学 生	19	18
高 校 生 以 上	20	30
不 明	3	3

●相談者

	R1	R2
本 人	10	26
父	6	6
母	28	31
祖 父 母	9	11
きょうだい		
親 戚		1
友 人		
近隣知人	6	
そ の 他		1

●地域別

	R1	R2
高 知 市	9	25
高知市以外の市	1	2
郡 部	1	1
県 外		
不 明	48	48

●相談対象者性別

	R1	R2
男	33	21
女	22	38
不 明	4	17

●相談時間帯

	R1	R2
9時～11時	17	15
11時～13時	4	15
13時～15時	19	19
15時～17時	13	17
17時～18時	6	10

●相談所要時間

	R1	R2
0～15分	18	36
15分～30分	23	19
30分～45分	12	10
45分～60分	3	7
60分以上	3	4

●相談処理状況

	R1	R2
助 言	18	29
傾 聴	28	43
来 所	1	
他 機 関 紹 介	8	2
そ の 他	4	2

●曜日別件数

	R1	R2
月 曜 日	7	18
火 曜 日	10	8
水 曜 日	9	11
木 曜 日	13	17
金 曜 日	10	8
土 曜 日	5	5
日 曜 日	5	9

●月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R1	4	3	2	9	4	8	8	5	2	5	4	5
R2	2	1	12	10	6	10	7	11	10	3	2	2

第15表 夜間・休日電話対応状況

(令和2年度)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
虐待通告（相談）	件数	中央	6	7	7	8	10	12	11	14	4	4	3	13	99
		幡多	2	1		1								1	5
		計	8	8	7	9	10	12	11	14	4	4	3	14	104
	時間（分）	中央	54	119	49	90	97	144	112	224	29	45	46	128	1,137
		幡多	28	18		15								21	82
		計	82	137	49	105	97	144	112	224	29	45	46	149	1,219
子育てSOS	件数	中央	4	8	4	2	4	8	5	2	6	4	4	8	59
		幡多						1							1
		計	4	8	4	2	4	9	5	2	6	4	4	8	60
	時間（分）	中央	76	210	110	30	103	124	115	48	96	45	28	105	1,090
		幡多						24							24
		計	76	210	110	30	103	148	115	48	96	45	28	105	1,114
その他	件数	中央	208	250	270	359	271	234	219	314	288	262	270	330	3,275
		幡多	6	4	9	11	5	9	2	3	15	1		1	66
		計	214	254	279	370	276	243	221	317	303	263	270	331	3,341
	時間（分）	中央	349	399	407	705	475	344	372	625	615	463	431	575	5,760
		幡多	8	5	16	25	8	11	2	3	39	1		2	120
		計	357	404	423	730	483	355	374	628	654	464	431	577	5,880
合計	件数	中央	218	265	281	369	285	254	235	330	298	270	277	351	3,433
		幡多	8	5	9	12	5	10	2	3	15	1	0	2	72
		計	226	270	290	381	290	264	237	333	313	271	277	353	3,505
	時間（分）	中央	479	728	566	825	675	612	599	897	740	553	505	808	7,987
		幡多	36	23	16	40	8	35	2	3	39	1	0	23	226
		計	515	751	582	865	683	647	601	900	779	554	505	831	8,213



資 料



児童相談所管内面積及び人口	50
市町村子ども家庭相談担当部署一覧.....	51
児童福祉法等の主な改正	52
要保護児童対策地域協議会とは	53
要保護児童対策地域協議会 会議開催状況	54
子ども虐待とは	55
子ども虐待の要因	56
子ども虐待の程度と対応	57
リスクアセスメントシート	58
施設一覧	59

児童相談所管内面積及び人口

児相	福祉保健所	市町村名	面積（単位：km ² ）	人口（単位：人）	18歳未満人口
中央児童相談所	一	高 知 市	309.00	324,030	47,592
	安 芸	室 戸 市	248.22	12,551	1,023
		安 芸 市	317.21	16,754	1,862
		東 洋 町	74.02	2,281	153
		奈 半 利 町	28.37	3,090	334
		田 野 町	6.53	2,596	297
		安 田 町	52.36	2,559	251
		北 川 村	196.73	1,238	124
		馬 路 村	165.48	830	97
		芸 西 村	39.60	3,657	478
		小 計	1,128.52	45,556	4,619
		中央東	香 南 市	126.46	33,084
	香 美 市		537.86	25,765	3,227
	南 国 市		125.30	46,718	7,169
	本 山 町		134.22	3,375	350
	大 豊 町		315.06	3,400	209
	土 佐 町		212.13	3,728	427
	大 川 村		95.27	363	45
	小 計		1,546.30	116,433	16,401
	中央西	土 佐 市	91.50	26,647	3,578
		い の 町	470.97	22,122	2,616
		仁 淀 川 町	333.00	5,064	400
		佐 川 町	100.80	12,497	1,668
		越 知 町	111.95	5,333	522
		日 高 村	44.85	4,952	560
		小 計	1,153.07	76,615	9,344
	須 崎	須 崎 市	135.34	20,743	2,661
		中 土 佐 町	193.21	6,402	620
		津 野 町	197.85	5,626	695
		梶 原 町	236.45	3,375	413
		小 計	762.85	36,146	4,389
	8市14町5村 合計			4,899.74	598,780
幡多児童相談所	須 崎	四 万 十 町	642.28	16,315	1,885
	幡 多	四 万 十 市	632.29	33,066	4,551
		宿 毛 市	286.20	19,722	2,488
		土 佐 清 水 市	266.34	12,814	1,111
		黒 潮 町	188.46	10,797	1,139
		大 月 町	102.94	4,764	419
		三 原 村	85.37	1,483	128
		小 計	1,561.60	82,646	9,836
	3市3町1村 合計			2,203.88	98,961
高 知 県 計			7,103.63	697,741	94,066

※人口は住民基本台帳ネットワークシステム（R3.3.31現在）、面積は国土地理院（R3.10.1現在）による。

市町村子ども家庭相談担当部署一覧

(R3.11.1現在)

市 町 村 等		担 当 課	〒	住 所	TEL
	高 知 市	子ども家庭支援センター	780-8571	高知市本町5-1-45	088-823-1212
安芸福祉保健所	室 戸 市	福祉事務所社会福祉班	781-7185	室戸市浮津25-1	0887-22-5137
	安 芸 市	福祉事務所こども係	784-8501	安芸市矢ノ丸1-4-40	0887-37-9452
	東 洋 町	住民課	781-7414	安芸郡東洋町大字生見758-3	0887-29-3394
	奈 半 利 町	住民福祉課	781-6402	安芸郡奈半利町乙1659-1	0887-38-4012
	田 野 町	保健福祉課	781-6410	安芸郡田野町1828-5	0887-38-2812
	安 田 町	町民生活課	781-6421	安芸郡安田町大字安田1850	0887-38-6712
	北 川 村	住民課	781-6441	安芸郡北川村野友甲1530	0887-32-1214
	馬 路 村	健康福祉課	781-6201	安芸郡馬路村大字馬路443	0887-44-2112
	芸 西 村	健康福祉課	781-5792	安芸郡芸西村和食甲1262	0887-33-2112
中央東福祉保健所	香 南 市	福祉事務所子ども家庭相談係	781-5292	香南市野市町西野2706	0887-57-8509
	香 美 市	福祉事務所社会福祉班	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	0887-53-3117
	南 国 市	福祉事務所子ども相談係	783-8501	南国市大涌甲2301	088-880-6564
	本 山 町	健康福祉課	781-3602	長岡郡本山町本山600	0887-70-1060
	大 豊 町	地域福祉課	789-0392	長岡郡大豊町津家1626	0887-72-0450
	土 佐 町	健康福祉課	781-3492	土佐郡土佐町土居194	0887-82-2333
	大 川 村	保健福祉課	781-3703	土佐郡大川村小松27-1	0887-84-2211
中央西福祉保健所	土 佐 市	少年育成センター	781-1101	土佐市高岡町甲2192-1	088-852-7702
	い の 町	教育委員会事務局	781-2192	吾川郡いの町1700-1	088-893-1922
	仁 淀 川 町	保健福祉課	781-1592	吾川郡仁淀川町大崎200	0889-35-0888
	佐 川 町	健康福祉課	789-1202	高岡郡佐川町乙2310	0889-22-7705
	越 知 町	保健福祉課	781-1301	高岡郡越知町越知甲2457	0889-26-1187
	日 高 村	教育委員会教育支援室	781-2194	高岡郡日高村本郷61-1	0889-24-5115
須崎福祉保健所	須 崎 市	教育委員会子ども・子育て支援課	785-8601	須崎市山手町1-7	0889-42-1229
	中 土 佐 町	健康福祉課	789-1301	高岡郡中土佐町久礼6602-2	0889-52-2662
	津 野 町	健康福祉課 (総合保健福祉センター里楽)	785-0202	高岡郡津野町姫野々431-1 津野町総合保健福祉センター	0889-55-2151
	梶 原 町	保健福祉課 子育て世代包括支援センター	785-0612	高岡郡梶原町川西路2320-1	0889-65-1170
	四 万 十 町	健康福祉課	786-8501	高岡郡四万十町琴平町16-17	0880-22-3115
幡多福祉保健所	四 万 十 市	福祉事務所社会福祉係	787-8501	四万十市中村大橋通4-10	0880-34-1120
	宿 毛 市	福祉事務所子育て推進係	788-8686	宿毛市桜町2-1	0880-63-1114
	土 佐 清 水 市	教育委員会教育センター	787-0325	土佐清水市栄町6-13	0880-82-0355
	黒 潮 町	健康福祉課	789-1992	幡多郡黒潮町入野5893	0880-43-2124
	大 月 町	町民福祉課	788-0302	幡多郡大月町弘見2230	0880-73-1113
	三 原 村	住民課	787-0892	幡多郡三原村来栖野346	0880-46-2111

児童福祉法等の主な改正

平成16年に児童福祉法が改正され、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に法律で規定されました。また、要保護児童対策地域協議会の設置も可能となり住民に身近な地域での児童家庭相談体制の充実が図られました。

平成20年度からは虐待を受けたと思われる児童の安全確認が市町村に義務化され、児童家庭相談体制の充実が求められました。

平成28年の児童福祉法改正法では、市町村に妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」及び児童等に対する必要な支援を行うための拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置が求められました。また、市町村における要対協の調整機関に専門職を配置することとされ、配置された専門職員は、国が定める基準に適合する研修を受講しなければならなくなりました。

平成16年改正
○ 要保護児童対策地域協議会の法定化 ○ 市町村の役割の明確化 ・市町村は児童家庭相談に応じる（通告を受け対応する機関へ）。 ○ 都道府県（児童相談所）の役割 ・法的権限の行使や専門的知識及び技術を必要とするケースへの対応 ・市町村の後方支援
平成19年改正
○ 要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務化 ○ 児童家庭相談体制の充実 *児童虐待防止法改正法 ・虐待を受けたと思われる児童の安全確認が市町村に義務化
平成20年改正
○ 要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・支援対象を、子どもやその保護者、妊婦に拡大 ・調整機関に専門職の配置の努力義務が課される。
平成28年改正
○ 児童福祉法の理念の明確化 ・「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的な責任を負う」 ・「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」 ○ 市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務が明確化 ○ 要保護児童対策地域協議会の更なる機能強化 ・「要保護児童」の追加⇒18歳以上20歳未満の施設入所等の措置等が採られている者(延長者等)とその保護者 ・調整担当者の配置の義務化 ・調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。 ○ 市町村は、子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならない。（児童福祉法第10条の2） ○ 緊急性等がなければ、児童相談所から市町村へのケース送致が可能となる。 *「平成28年児童福祉法等改正法」（一連の対策の更なる強化を図るため成立） ⇒ 子育て世代包括支援センターの全国展開、児童相談所の体制強化、代替養育の原則
令和元年改正（令和2年4月1日施行）
○ 児童の権利擁護 ・親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならない。 ○ 市町村及び児童相談所の体制強化等 ○ 関係機関間の連携強化 ・配偶者暴力相談支援センター等との連携協力に努める。（DV対策）

虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や支援についての考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが必要です。

市町村の子ども家庭相談担当部署だけで、全ての支援対象児童等の支援を行っていくことは困難ですが、要対協を設置し地域の力を活用することにより、多くの関係機関が必要な支援を行えるようになります。

市町村要保護児童対策地域協議会

要対協調整機関

※福祉担当部署、母子保健担当部署、教育委員会等、市町村により担当部署が異なる

関係機関との連携
・コーディネート
・個別ケースへの支援管理 など

民生委員・児童委員
児童養護施設
里親

社会福祉協議会
児童館・ボランティア
民間団体

地域内
専門家

医療機関
医師会

警察

少年補導
センター
教育研究所

司法機関

法務局

弁護士等

保健機関

高等学校等
小中学校
保育所・幼稚園

専門的な知識・技術を必要とする事例

法的な措置・対応を必要とする事例

※要保護児童等の早期発見や適切な保護、支援を図るためには、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要

送致

技術支援・連携

連携・支援

児童相談所

その他関係する
国・県・市町村・
民間の機関施設

支援の内容に関する協議を行う。

— 53 —

要保護児童対策地域協議会 会議開催状況

(令和2年度)

市 町 村 名	代表者会議		実務者会議		個別ケース検討会議	
	回数	うち児相参加	回数	うち児相参加	延べケース数	うち児相参加
高 知 市	1	1	24	24	406	208
室 戸 市	1	1	3	3	21	0
安 芸 市	1	1	3	3	20	6
東 洋 町	1	1	3	2	0	0
中 芸 広 域 連 合	1	1	12	8	16	1
内 訳	奈 半 利 町		3	2	2	0
	田 野 町		3	2	0	0
	安 田 町		3	3	1	1
	北 川 村		0	0	0	0
	馬 路 村		3	1	13	0
芸 西 村	1	1	3	3	7	3
香 南 市	1	1	3	3	74	9
香 美 市	1	1	3	3	51	9
南 国 市	1	1	3	3	94	58
本 山 町	1	1	3	3	12	3
大 豊 町	1	1	0	0	0	0
土 佐 町	1	1	3	2	3	3
大 川 村	0	0	0	0	0	0
土 佐 市	1	1	3	3	26	9
い の 町	1	1	4	4	68	12
仁 淀 川 町	1	1	2	2	39	2
佐 川 町	1	1	2	2	31	3
越 知 町	1	1	3	3	35	2
日 高 村	1	1	3	3	57	24
須 崎 市	1	1	3	3	32	8
中 土 佐 町	1	1	3	3	27	7
津 野 町	1	1	1	1	8	4
梶 原 町	0	0	3	2	16	7
四 万 十 市	1	1	2	2	26	14
宿 毛 市	1	1	3	3	29	19
土 佐 清 水 市	2	2	3	3	16	6
四 万 十 町	1	1	4	4	43	19
黒 潮 町	1	1	3	3	12	1
大 月 町	0	0	0	0	4	4
三 原 村	1	1	1	1	3	1
合 計	28	28	106	99	1,176	442

※個別ケース検討会議については、児相への参加要請がない場合あり。

子ども虐待とは

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

子ども虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されないことは言うまでもありません。

保護者の中には、自らの暴行や体罰などの行為をしつけであると主張する場合がありますが、これらの行為は子どもにとって効果がないばかりか悪影響をもたらすものであり、不適切な行為です。

MEMO 『子ども虐待はどこ家庭でも起こりうる社会問題です』

子ども虐待は、新しい社会現象ではなく、いつの時代も身近な大人からの暴力に苦しむ子どもはいました。

子どもの人権に関する認識の欠如から、親が子どもを叩いたり罵ったりしても、それは「しつけ」であり「他人の家には口を出さない」ことや、子ども虐待は特別な問題を抱える家庭や、特別な親が引き起こす特殊な問題とされていた社会認識がありました。

近年の虐待による死亡事例の頻発、社会の子どもの人権に関する認識や、啓発活動等で、これまでは子ども虐待として把握されなかった面前DVなどの事例も、相談・通告が行われるようになりました。

子ども虐待の定義

子ども虐待は、児童虐待防止法第2条に、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。」と規定されています。

①身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

②性的虐待 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

③ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

④心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

POINT

- ・現実には、厳密に分類することは難しく、他の種別の虐待行為と重複していることが多くあります。
- ・一つのケースにネグレクトと身体的虐待があれば、子どもの生命に危険な状況の方を主として考え、主たる虐待の種別は身体的虐待、従たる虐待をネグレクトとしてケースを捉えた対応をしましょう。

子ども虐待の要因

子ども虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合っていると考えられています。虐待する保護者には、経済不況等の世相の影響、あるいは少子化・核家族化の影響からくる未経験や未熟さ、育児知識や技術の不足、さらに、世代間連鎖等多岐にわたる背景がみられます。地域コミュニティ力の脆弱化、地域社会からの孤立や人的サポート力の弱さも重要な要因となっています。

リスク要因を多く有しているからといって、必ずしも虐待につながるわけではありません。虐待のおそれの有無を適切に判断するためには、リスク要因とともに、虐待を発生させることを防ぐ家族のストレングス（強み）を意識してアセスメントすることが重要です。

リスク要因を早期から把握して支援につなぐことが虐待の発生予防となります。そのためには、子ども虐待はどこにでも起こりうるという認識を持ち、母子保健施策を充実させていくことも子どもの生命と人権を守り、子どもの健全な成長・発達を保障することにつながります。

【虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点】

1 保護者側のリスク要因
・ 妊娠そのものを受容することが困難（望まない妊娠） ・ 若年の妊娠 ・ 子どもへの愛着形成が十分に行われていない（妊娠中に早産等何らかの問題行動が発生したことで胎児の受容に影響がある。子どもの長期入院など） ・ マタニティーブルースや産後うつ病等精神的に不安定な状況 ・ 性格が攻撃的・衝動的・あるいはパーソナリティの障害 ・ 精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等 ・ 保護者の被虐待経験 ・ 育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足 ・ 体罰容認などの暴力への親和性 ・ 特異な育児観、脅迫的な育児、子どもの発達を無視した過度な要求 ・ 妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診 ・ 飛び込み出産、医師や助産師の立会いがない自宅等での出産 ・ きょうだいへの虐待歴 ・ 関係機関からの支援の拒否 など
2 子ども側のリスク要因
・ 乳児期の子ども ・ 未熟児 ・ 障害児 ・ 多胎児 ・ 保護者にとって何らかの育てにくさのある子ども など
3 養育環境のリスク要因
・ 経済的に不安定な家庭 ・ 親族や地域社会から孤立した家庭 ・ 未婚を含むひとり親家庭 ・ 子連れのリ hôn家庭 ・ 内縁者や同居人がいる家庭 ・ 転居を繰り返す家庭 ・ 保護者の不安定な就労や転職の繰り返し ・ 夫婦間不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭 など

子ども虐待の程度と対応

子どもとの関わりについて、虐待により生命に危険がある最重度（特Aランク）から適切な関わり方ができているものまでを以下のように区分しています。

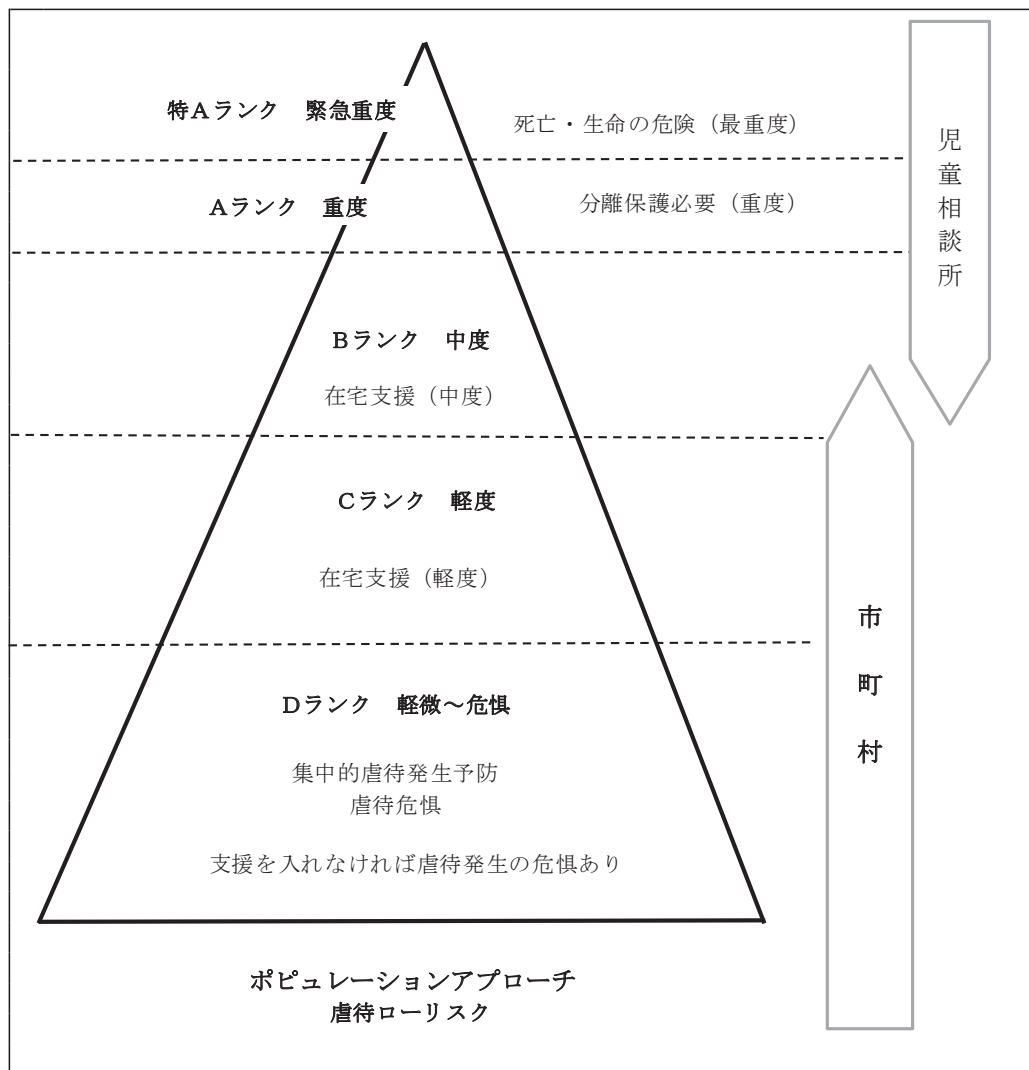
児童虐待ケースのリスクランクと主担当機関

下の図は、児童虐待ケースを生命に危険のある最重度（特Aランク）から虐待ローリスクまでを区分したものです。虐待のランクは、重篤な順に特Aランク・Aランク・Bランク・Cランクになります。件数は、虐待のランクが上がっていくにしたがって少なくなります。

リスクの高いものは、専門的な支援を行う児童相談所が主担当機関となり、リスクの低いものは、身近な場所で継続的に支援を行う市町村が主担当機関となります。

高知県では、原則的に中度以上（リスクランクA・B）を児童相談所が担い、市町村は軽度以下（リスクランクC・D）を担うこととしています。なお、虐待のランクは、あくまでも目安であり、明確に線引きができるというものではありません。

児童虐待の程度は、家庭のおかれている状況が変化すれば大きく変わることがあります。そのためには、情報共有によるリスクの把握や定期的な進行管理が必要になります。



リスクアセスメント シート										
(あくまでも補助的な指標なので、定期的な概況把握や「めやす」として用いること)										
ケース番号	—		評価日	年	月	日	記入者			
児童氏名	男 ・ 女 (歳 ヲ月)									
虐待の種類	(主◎ 副○) 身体 ・ ネグレクト ・ 心理 ・ 性的									
虐待者と 具体行為	虐待者		行為と頻度			アセスメント 評価				
虐待・傷の程度		摘 要 (以下に応じてチェック)					重度	中度	軽度	不明
		重度＝要治療、中度＝慢性の症等、軽度＝痕が残らない								
大項目	番号	小 項 目	摘 要 (以下があれば該当)				該当	やや	非該当	不明
虐待態様	※1	虐待の継続	常習・何日も放置等 頻度が少ないのは「やや」				※			
	※2	虐待歴の有無	入院歴・施設歴・(早期の親子分離) 不審な説明は「やや」				※			
	※3	性的虐待	疑いでも該当				※			
通告元	※4	関係機関	警察・医療機関からの通告は該当				※			
子ども	5	身体的状態	(発達)障害・発育不全・アレルギー等 理由不明の腹痛等は「やや」				※			
	※6	精神状態	不安・うつ・攻撃的・暗い表情等 場合によりは「やや」				※			
	7	日常監護欠	監護なし 不潔・医療放置等。部分的なら「やや」				※			
	8	問題行動	暴力・盗み・家出・自傷・徘徊・怠学等 時々なら「やや」				※			
	※9	意思・気持ち	親を嫌う・おびえ・帰りがたらない・アンビバレンツ等				※			
虐待親	※10	精神的状態	不安定・うつ・精神科通院服薬(疑いがある場合も)等				※			
	11	性格の問題	攻撃的・未熟・衝動的・偏り・依存等				※			
	※12	アルコール等	依存・薬物乱用の疑い等				※			
	13	被虐待歴	親の被虐待歴・施設入所歴・親に愛されなかった思い等				※			
	14	子への感情	不安定・子ども嫌い・無関心・望まない妊娠・過干渉・依存				※			
養育態勢	※15	虐待自覚	自覚なし・体罰容認等 親が過ぎたと認める場合「やや」				※			
	※16	養育能力	意欲なし・知的障害等 飲酒等で不適切な場合は「やや」				※			
	17	養育知識	知識不足・不適切な知識等 情報過多で過干渉は「やや」				※			
家族環境	※18	社会的支援	孤立的・親族の対立や過干渉等 非常時の支援は「やや」				※			
	※19	夫婦問題	夫婦不和・DV・家出・別居・未婚・(再婚・内縁)・中絶				※			
	20	経済問題	借金・生活苦・失業・転職・多子・計画性の欠如等				※			
	21	生活環境	ゴミ屋敷、ペット多頭飼育等不衛生・安全確保の配慮がない等				※			
支援者 との関係	※22	協力態度	拒否・接触困難等。接触可だが非協力的な場合は「やや」				※			
	23	援助効果	調整・改善が期待できない等 時々効果がある場合「やや」				※			
守る人	※24	子を守る人	日常的にいない場合該当				※			
			各 欄 の 該 当 点 数							
＜リスクランク表＞			総点数							
生命・重度		生命の危険がある。健康や成長に重大な影響を与える場合(可能性も含む)					該当12点以上 保護も視野に集中支援実施		A	
中度	重	治療を要しない外傷等。長期的には大きな課題が残ると危惧されるもので、外部からの介入がないと改善の見込みがないもの					該当7～11点 具体的な在宅支援実施		B	
	軽								C	
軽 度		暴力等が存在するが、一時的で一定の統制下にある場合							D	
虐待危惧		「虐待しそう」などと訴える場合 近い将来虐待リスクが高まる心配があるもの					該当6点以下 虐待予防の支援実施		D	

＜使用の留意点＞ *2回目以降の各項目チェックは前回からの変化を中心に把握する

- 各項目の摘要欄を見て、「該当」「やや該当」「非該当」「不明」のいずれかにチェック(印)を入れる。
- ※印番号の「該当」は2点 ※印なしの「該当」は1点、「やや該当」の点数も考慮し2か所で1点として計上。
- 小項目2「虐待歴の有無」・4「関係機関」・13「被虐待歴」は初回チェック時のみ加点する。(2回目以降は加点しない)
- 総点数による大まかなケースの重症度は「リスクランク 表」のとおり (Aのなかには特Aも含む)。
- 「虐待・傷の程度」では0歳児～3歳児はハイリスク対象として(頭部・顔部・頸部・性器・内臓への打撃等軽微でも重大な結果が生じやすい部位)考慮しランクを決定する。特に0歳児はワンランクアップのリスク管理。
- 「不明」項目が8項目以上の場合は「評価保留」し調査実施。「不明」はリスクがあるという事を想定して対応。

施設一覧

(R3.4.1現在)

施設名	〒	所在地	TEL	FAX
○乳児院				
高知聖園ベビーホーム	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-1990	088-872-9336
○児童養護施設				
高知聖園天使園	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-1996	088-822-3845
子供の家	780-0054	高知市相生町2-8	088-882-0826	088-884-0120
愛仁園	781-5101	高知市布師田1711	088-845-1003	088-845-1099
南海少年寮	781-0112	高知市仁井田845-5	088-847-0631	088-847-0879
愛童園	781-5603	香南市夜須町西山1319-1	0887-54-2730	0887-54-3160
博愛園	782-0024	香美市土佐山田町神通寺375-1	0887-53-2510	0887-53-2628
さくら園	789-1201	高岡郡佐川町甲1110-1	0889-22-1236	0889-22-1331
若草園	787-0155	四万十市下田2211	0880-33-0247	0880-33-0518
○児童心理治療施設				
さくらの森学園	789-1201	高岡郡佐川町甲1115-3	0889-22-4333	0889-22-4332
若竹学園	761-8004	高松市中山町五色台1501-192	087-882-1000	087-882-1160
ひまわりの家	797-0020	西予市宇和町久枝甲1429	0894-89-3112	0894-62-4122
○児童自立支援施設				
希望が丘学園	783-0043	南国市岡豊町小蓮720	088-866-2069	088-866-0649
国立武蔵野学院	336-0963	埼玉県さいたま市緑区大字大門1030	048-878-1260	048-878-1244
国立きぬ川学院	329-1334	栃木県さくら市押上288	028-682-2448	028-682-3451
○障害児入所施設				
南海学園	783-0005	南国市大桶乙2288	088-864-2221	088-864-1789
わかぎ寮	781-1154	土佐市新居2798-6	088-856-1166	088-856-1905
わかふじ寮	787-0010	四万十市古津賀1801-1	0880-35-4092	0880-35-4091
土佐希望の家 医療福祉センター	783-0022	南国市小籠107	088-863-2131	088-863-2133
幡多希望の家	788-0782	宿毛市平田町中山867	0880-66-2212	0880-66-2215
独立行政法人国立病院機構 高知病院	780-8077	高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	088-828-4664

施 設 名	〒	所 在 地	TEL	FAX
○自立援助ホーム				
南風	781-0252	高知市瀬戸東町2丁目284番	088-842-7378	088-842-7378
サザンカ	781-5103	高知市大津甲99-4	088-881-4590	088-881-4731
こんぴら鞘橋荘	766-0002	香川県仲多度郡琴平町45	0877-89-8001	0877-89-1677
ていーだ	799-0702	愛媛県四国中央市土居町小林18-3	0896-74-3538	0896-74-3538
○ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）				
おふし	780-0982	高知市東久万37-3	088-824-3673	088-803-8363
かんのん ^や 舎	781-3610	長岡郡本山町下関792	0887-76-3017	0887-76-3017
しろがわ ^う 後川	787-1107	四万十市岩田132-1	0880-34-7548	0880-34-9016
Felice フェリーチェ	784-0043	安芸市川北甲4918-6	0887-35-2183	0887-35-2183
わ お	780-8064	高知市朝倉丁344-1	088-840-3980	088-840-3980

施 設 名	〒	所 在 地	TEL	FAX
○児童家庭支援センター				
児童家庭支援センター ひだまり	789-1201	高岡郡佐川町甲1110-1	0889-20-0203	0889-22-1331
児童家庭支援センター 高知みその	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-6488	088-856-9995
児童家庭支援センター 高知ふれんど	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-803-5550	088-803-5770
児童家庭支援センター ぶらうらんど	781-6410	安芸郡田野町字上ノ岡4462番地58	0887-37-9915	0887-37-9916
児童家庭支援センター わかくさ	787-0008	四万十市安並850-2	0880-31-0311	0880-31-0312

子ども・家庭の相談や児童虐待に関する相談は、市町村の児童家庭相談窓口で受け付けています。（相談窓口は、51ページに記載）

児童相談所では、子どもに関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じています。

- ◆家庭での養育が困難な子どもに関する相談
- ◆児童虐待に関する相談

- ◆子どもの問題行動に関する相談
- ◆里親制度に関する相談 など

☆電話相談『子どもと家庭の110番』

088-872-0099

受付：9:00～18:00（年末年始を除く）

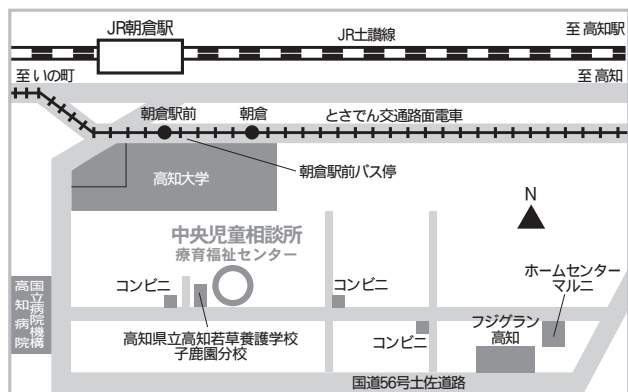
児童家庭支援センター高知みその
〒780-0062 高知市新本町1丁目7-30

高知県中央児童相談所

〒780-8081 高知市若草町10-5

TEL 088-821-6700

FAX 088-821-9005



【交通のご案内】

バス：看護学院又は高知病院前下車、徒歩約7分
JR：朝倉駅からタクシーで約7分、徒歩約20分
路面電車：朝倉駅前からタクシーで約7分
朝倉駅前から徒歩約20分
車：駐車場があります。

高知県幡多児童相談所

〒787-0050 四万十市渡川1-6-21

TEL 0880-37-3159

FAX 0880-37-3205



【交通のご案内】

バス：清水・足摺方面「渡川」バス停下車
宿毛・片島方面「具同」バス停下車
車：駐車場があります。

月曜～金曜（年末年始・祝日を除く） 8:30～17:15

※緊急の場合を除き、電話での予約が必要となります。